VIII

学生関係規程等

HANDBOOK
OF CAMPUS LIFE
SAPPORO CITY UNIVERSITY

1. 札幌市立大学学則

目次

第1章　総則（第1条―第5条）
第2章　運営組織（第6条―第16条）
第3章　学年、学期及び休業日（第17条－第19条）
第4章　修業年限及び在学年限（第20条・第21条）
第5章　入学（第22条―第30条）
第6章　授業科目、履修方法等（第31条―第38条）
第7章　休学、復学、転学、転学部、留学、退学及び除籍（第39条―第46条）
第8章　卒業、学位及び資格（第47条・第48条）
第9章　賞罰（第49条・第50条）
第10章　福利厚生施設（第51条）
第11章　研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生（第52条―第58条）
第12章　授業料等（第59条）
第13章　受託研究等（第60条・第61条）
第14章　補則（第62条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　札幌市立大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究することにより、学術研究の高度化等に対応した職業人の育成を行うとともに、知と創造の拠点として札幌市におけるまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすことを目的とする。

（学部、学科及び定員）

第2条　本学に、次の学部及び学科を置く。

デザイン学部　デザイン学科
看護学部　看護学科

2　本学の各学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

⑴デザイン学部

幅広いデザイン能力を持った職業人の育成を目指し、産業、芸術・文化等の振興、都市機能・都市景観の向上などへの貢献を果たす。

⑵看護学部

医療の高度化に対応する知識･技術に加え、問題解決能力を有し、他職種と連携できる職業人の育成を目指し、少子高齢社会における地域看護の充実、看護職への学習機会の提供などを通じて、市民の健康の保持増進への貢献を果たす。

3　本学の定員は、次のとおりとする。

学部	学科	定員		
		入学定員	編入学定員	収容定員
デザイン学部	デザイン学科	90人	3年次若干名	360人
看護学部	看護学科	85人	―	340人
計		175人	3年次若干名	700人

（助産学専攻科）

第2条の2　本学に、助産学専攻科を置く。

2　助産学専攻科については、別に定める。

（研究所）

第3条　本学に、研究所を置く。

2　研究所に関し必要な事項は、別に定める。

（附属図書館）

第4条　本学に、附属図書館を置く。

2　附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

（事務局）

第5条　本学に、その事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第2章　運営組織

（職員組織）

第6条　本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2　学長は、本学の教育研究、運営等の観点から設置が必要と認める場合は、副学長その他必要な職員を置くことができる。

（学部長）

第7条　学部に学部長を置き、当該学部に関する事項を掌理する。

2　学部長は、当該学部の教授をもって充てる。

（学科長）

第8条　学長は、学部の教育研究、運営等の観点から設置が必要と認める場合は、当該学部の学科に学科長を置くことができる。

2　学科長は、当該学科の教授をもって充てる。

3　学科長は、学部長を補佐し、学科に関する校務をつかさどる。

（研究所長）

第9条　研究所に研究所長を置き、本学の教授その他の職員をもって充てる。

2　研究所長は、研究所に関する校務をつかさどる。

（附属図書館長）

第10条　附属図書館に附属図書館長を置き、本学の教授をもって充てる。

2　附属図書館長は、附属図書館に関する校務をつかさどる。

（事務局長）

第11条　事務局に事務局長を置き、本学の事務職員をもって充てる。

2　事務局長は、事務局の事務をつかさどり、事務局に所属する職員を指揮監督する。

（名誉教授）

第12条　学長は、本学に勤務し、教育上又は学術上功績のあった者に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定により、名誉教授の称号を授与することができる。

2　前項に規定する称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（客員教授等）

第13条　学長は、常勤の教授、准教授、講師、助教及び助手以外の職員で本学の教育又は研究に従事する者のうち、適当と認められるものに対し、客員教授等の称号を授与することができる。

2　前項に規定する称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（教授会）

第14条　学部に教授会を置く。

2　教授会は、当該教授会を置く学部の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3　教授会は、法令で定めるその権限に属する事務を処理するほか、当該教授会を置く学部の教育研究等に関する重要事項を審議する。

4　前3項に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（代議員会）

第15条　教授会は、当該教授会を組織する職員のうちの一部の者をもって組織する代議員会を置くことができる。

2　教授会は、当該教授会の定めるところにより、代議員会の議決をもって、当該教授会の議決とすることができる。
3　前2項に定めるもののほか、代議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会等）
第16条　本学に、本学の職員で組織する委員会その他必要な会議を置くことができる。
2　前項の委員会その他必要な会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章　学年、学期及び休業日

（学年）
第17条　本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）
第18条　前条の学年は、次の各号に掲げる2つの学期に分けるものとし、その期間は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
⑴前期　4月1日から9月30日まで
⑵後期　10月1日から翌年3月31日まで
2　前項の規定にかかわらず、後期に属する授業科目の開始日は別に定めることができる。

（休業日）
第19条　本学における授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、学長が、特に必要があると認める場合は、これを変更し、臨時に休業日を設け、又は休業日において授業を行うことができる。
⑴日曜日及び土曜日
⑵国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
⑶開学記念日
⑷春季休業日
⑸夏季休業日
⑹冬季休業日

第4章　修業年限及び在学年限

（修業年限）
第20条　本学の修業年限は、4年とする。

（在学年限）
第21条　在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第27条から第29条までの規定により入学した者、第43条の規定により転学部した者又は第44条の規定により留学した者は、それぞれ第30条、第43条第2項又は第44条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5章　入学

（入学の時期）
第22条　入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学長が教育上支障がないと認めるときは、後期の初めとすることができる。

（入学の資格）
第23条　本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴高等学校又は中等教育学校を卒業した者
⑵通常の課程による12年の学校教育を修了した者
⑶外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
⑷文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
⑸専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部

科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
⑹学校教育法施行規則（昭和22年文部省令11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
⑺高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に合格した者を含む。）
⑻学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
⑼本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学志願の手続）

第24条　本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、別に定める入学願書その他本学が必要と認める書類を提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

（入学者の選考）

第25条　入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第26条　前項の選考に合格した者は、所定の期日までに、別に定める入学手続に関する書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2　学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対し、入学を許可するものとする。

（編入学）

第27条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学に編入学を志願するものがあるときは、教授会に意見を求め、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

⑴大学（外国の大学を含む。次条において同じ。）を卒業し、又は退学した者
⑵短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
⑶専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
⑷学校教育法施行規則附則第7条第1項の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者
⑸高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

（転入学）

第28条　学長は、他の大学に在籍している者で本学に転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等を勘案し、教授会に意見を求め、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第29条　学長は、本学を退学した者で再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等を勘案し、教授会に意見を求め、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（編入学等の場合の取扱い）

第30条　前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数その他編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、学長が教授会に意見を求めた上、決定する。

第6章　授業科目、履修方法等

（授業科目）

第31条　本学の授業科目の種類及びその単位数は別表1のとおりとし、学生が修得すべき単位数は別表2のとおりとする。

2　本学の授業科目の単位数は、次に掲げる科目別に区分して定めるものとする。

⑴履修により修得した単位数を卒業の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目（以下「卒業単位認定科目」という。）でその履修を義務付けられているもの（別表1及び別表2において「必修科目」という。）

⑵卒業単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの（別表1及び別表2において「選択科目」という。）

⑶卒業単位認定科目以外で選択によりその履修をすることができるもの（別表1において「自由科目」という。）

3　各授業科目の配当年次、履修方法等は、別に定める。

（授業の方法等）

第31条の2　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（履修登録の制限）

第32条　学長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限（次項において「単位数の上限」という。）を定めるものとする。

2　学長は、前項の規定により単位数の上限を定めた場合であっても、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生に対しては、次の年次又は学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を行うことを認めることができる。

（単位の計算方法）

第33条　授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により計算するものとする。

⑴講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

⑵実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

⑶一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目の単位の計算方法については、これらに必要な学修等を考慮して、別に定める。

（単位の授与）

第34条　授業科目を履修した学生に対しては、試験の結果その他必要な項目の評価を行い、

その結果に基づき合格と認められた学生には、所定の単位を与えるものとする。

（成績の評価）

第35条　授業科目の評価は、S、A、B、C及びFの5種類の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。ただし、学長が必要があると認めるときは、合格及び不合格の評語を用いることができる。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第36条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第37条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2　前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第38条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項の学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3　前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第7章　休学、復学、転学、転学部、留学、退学及び除籍

（休学）

第39条　学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない学生が休学を申し出たときは、教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

2　学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し、教授会に意見を求めた上、休学を命ずることができる。

（休学期間）

第40条　休学することができる期間（以下「休学期間」という。）は、1年以内とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。

2　休学期間は、通算して4年を超えることが

できない。
3　休学期間は、修学年限及び在学期間に算入しない。

（復学）
第41条　学長は、第39条の規定により休学した学生の休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、教授会に意見を求めた上、復学を許可することができる。

（転学）
第42条　学長は、他の大学等への入学又は転入学を志願する学生があるときは、教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

（転学部）
第43条　学長は、他の学部への転学部を志願する学生があるときは、欠員の状況等を勘案し、教授会に意見を求め、選考の上、これを許可することができる。
2　前項の規定により許可を得て転学部した学生の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会に意見を求めた上、学長が決定する。

（留学）
第44条　学長は、外国の大学への留学を志願する学生があるときは、教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。
2　前項の規定により許可を得て留学した学生の本学に在学すべき年数については、教授会に意見を求めた上、学長が決定する。

（退学）
第45条　学長は、退学しようとする学生があるときは、教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

（除籍）
第46条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教授会に意見を求めた上、除籍することができる。
⑴授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
⑵在学年限を超えて在学する者
⑶休学期間を超えてなお復学しない者
⑷死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第8章　卒業、学位及び資格

（卒業）
第47条　学長は、本学に4年（第27条から第29条までの規定により入学した者、第43条第1項の規定により転学部した者又は44条第1項の規定により留学した者にあっては、それぞれ第30条、第43条第2項又は第44条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数以上の単位を修得した者に対し、教授会に意見を求めた上、卒業を認定する。
2　学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

（学位）
第48条　学長は、卒業を認定した者に対し、次の各号に掲げるその者が在籍した学部の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める学位を授与する。
⑴デザイン学部　学士（デザイン学）
⑵看護学部　学士（看護学）

第9章　賞罰

（表彰）
第49条　学長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

（懲戒）

第50条　学長は、学生がこの学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、当該学生を懲戒することができる。

2　懲戒の種類は、訓告、停学及び退学の処分とする。

3　退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行うものとする。

⑴性行不良で改善の見込みがないと認められる者

⑵学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

⑶正当な理由がなく出席が常でない者

⑷本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為をした者

4　懲戒の手続は、別に定める。

第10章　福利厚生施設

（福利厚生施設）

第51条　本学に、学生の福利厚生に資するため、保健室、学生相談室その他の福利厚生施設を置く。

2　福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第11章　研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生

（研究生）

第52条　学長は、本学において特定の専門分野について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会に意見を求め、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第53条　学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会に意見を求め、選考の上、大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として入学を許可することができる。

2　学長は、前項の規定により入学を許可された者で本学において特定の授業科目を履修したものに対して、単位を与えることができる。

3　前項の規定による単位の授与の決定及び成績の評価の方法については、第34条及び第35条の規定を準用する。

（聴講生）

第54条　学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会に意見を求め、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

（特別聴講学生）

第55条　学長は、他の大学等の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学等との協議に基づき、教授会に意見を求めた上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2　学長は、前項の規定により入学を許可された者で本学において特定の授業科目を履修したものに対して、単位を与えることができる。

3　前項の規定による単位の授与の決定及び成績の評価の方法については、第34条及び第35条の規定を準用する。

（研修生）

第56条　学長は、大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申出があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会に意見を求め、選考の上、研修生とし

て受け入れることができる。

（外国人留学生）

第57条　学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学することを志願する者があるときは、教授会に意見を求め、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

（その他）

第58条　第52条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章　授業料等

（授業料等）

第59条　本学の授業料、入学料及び入学検定料の額、納付方法その他授業料、入学料及び入学検定料に関し必要な事項は、別に定める。

第13章　受託研究等

（受託研究及び共同研究）

第60条　本学は、本学の学術研究に資するため、法人その他の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究を実施することができる。

2　前項の研究に関し必要な事項は、別に定める。

（大学開放）

第61条　本学は、地域社会に積極的に貢献するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2　前項の大学開放の事業に関し必要な事項は、別に定める。

第14章　補則

（委任）

第62条　この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則（抜粋）

1　この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2～15（省略）

16　令和2年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に入学または編入学した学生に係る入学定員及び収容定員等については、この学則による改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

学　部	学　科	定　員		
		入学定員	編入学定員	収容定員
デザイン学部	デザイン学科	85人	3年次 10人	360人
看護学部	看護学科	80人	3年次 10人	340人
計		165人	3年次 20人	700人

17～19（省略）

別表1 （省略） ※公立大学法人札幌市立大学履修等に関する規則の別表1（P.96 ～ 103）
を参照してください。

別表2 1 デザイン学部デザイン学科

区 分		必修科目	選択科目	合 計
学際教育科目		11	15	26
専門教育科目		42	56	98
	基 本 科 目	24	20	44
	展 開 科 目	—	32	32
	発 展 科 目	18	4	22
合 計		53	71	124

2 看護学部看護学科

区 分		必修科目	選択科目	合 計
学際教育科目		10	16	26
専門教育科目		92	8	100
	専門基礎科目	23	3	26
	専 門 科 目	69	5	74
合 計		102	24	126

2. 公立大学法人札幌市立大学履修等に関する規則

（趣旨）

第1条　札幌市立大学（以下「本学」という。）の授業科目の配当年次、履修方法、成績の評価等については、札幌市立大学学則（以下「学則」という。）第31条から第35条までの規定に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（本学の教育課程の編成）

第2条　本学の教育課程は、学際教育科目及び専門教育科目により編成する。

（配当年次等）

第3条　学則別表1に掲げる本学の授業科目の配当年次及び履修方法は、別表1のとおりとする。

（履修の登録）

第4条　学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定された期間内に履修の届出を行うことにより、履修登録をしなければならない。

2　学生は、履修登録をした授業科目を変更し、又は取り消す場合には、指定された期日までに所定の手続を行わなければならない。

（履修することのできる授業科目等）

第5条　学生は、当該学生が属する学部において、その学年又は学期に開設された授業科目でなければ履修することができない。

2　前項の規定にかかわらず、学生は、自らの学年よりも下の年次の学生に対して開設される授業科目を履修することができる。

3　次に掲げる授業科目は、履修することができない。

⑴履修登録をしていない授業科目

⑵既に単位を修得した授業科目

⑶他の授業科目と授業時間が重複する授業科目

（他学部の授業科目の履修）

第6条　前条第1項の規定にかかわらず、学生は、当該学生が属する学部以外の学部で開設された授業科目（次項において「他学部の授業科目」という。）について、当該授業科目の運営に支障のない範囲で、履修することができる。

2　学生が他学部の授業科目を履修することによって修得した単位は、当該学生が卒業するために修得すべき単位数に含めないものとする。

（デザイン学部デザイン学科における履修コース）

第7条　デザイン学部デザイン学科に、次に掲げる履修コース（以下この条において「履修コース」という。）を設ける。

⑴人間空間デザインコース

⑵人間情報デザインコース

2　デザイン学部デザイン学科の学生は、2年次前期の当初に、いずれかの履修コースに分かれるものとする。ただし、学部長が特に必要があると認めた学生は、当該時期後にいずれかの履修コースに分かれるものとする。

3　デザイン学部デザイン学科の学生は、履修コースのいずれかを選択し、当該選択をしたコースを、あらかじめデザイン学部長に届け出なければならない。

4　デザイン学部デザイン学科の学生は、前項の規定により選択した履修コースを変更しようとするときは、所定の手続により、デザイン学部長に対し履修コースの変更を申請しなければならない。

（卒業研究の着手）

第7条の2　デザイン学部デザイン学科において、卒業研究に着手することができる学生については、別に定める。

（学芸員の資格の取得）

第8条　博物館法（昭和26年法律第185号）に規定する学芸員の資格を得ようとする者は、別表2に掲げる博物館に関する科目を履修しなければならない。

（建築士受験資格の取得）

第8条の2　建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士試験の受験資格を得ようとする者は、デザイン学部デザイン学科人間空間デザインコースを選択して別表3に掲げる指定科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2　建築士法に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得ようとする者は、デザイン学部デザイン学科人間空間デザインコースを選択して別表4に掲げる指定科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

（履修登録の上限）

第9条　学則第32条第1項に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限は、学生が1年間の履修科目として登録する場合にあっては、46単位とする。ただし、1年次においては、前期23単位及び後期23単位を上限とする。

2　別表2に掲げる科目（学則第31条第2項に規定する卒業単位認定科目を除く。）及び集中で開設する科目を履修することにより修得した単位については、前項に規定する単位数に含めないものとする。

3　学則第32条第2項に規定する学長の認定は、学部の教授会の議を経て、学部長が学長に申し出た学生に対して行うものとする。

（単位の計算方法）

第10条　学則第33条に規定する単位の計算は、1単位当たりの授業時間を次のとおりとして行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、デザイン学部デザイン学科の専門教育科目に配置される演習のうち、学部連携演習及び地域プロジェクトについては、1単位当たりの授業時間を30時間として単位の計算を行うものとする。

学部	学科	授業科目の区分	1単位当たりの授業時間
デザイン学部	デザイン学科	学際教育科目	講義15時間 演習30時間 実習45時間
		専門教育科目	講義15時間 演習15時間 講義＋演習15時間 実習30時間
看護学部	看護学科	学際教育科目	講義15時間 演習30時間 実習45時間
		専門教育科目	講義15時間 演習30時間 実習45時間

（試験）

第11条　学則第34条の試験（以下「試験」という。）は、学期末に各授業科目の担当教員の責任のもとに行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、各授業科目の担当教員は、学期末以外の時期に試験を行うことができる。

3　試験の実施方法は、学生に対して配布する授業の計画に記載された方法によるものとする。ただし、当該方法によることができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

⑴履修登録をしていない者

⑵出席数が授業を実施した時間数の3分の2に満たない者

⑶学生証を提示しない者

⑷試験の開始時刻に20分を超えて遅参した者

（成績の評価）

第12条　学則第35条に規定する成績の評価（以下「成績の評価」という。）は、試験の成績、平常の学習参加の態度、授業への出席状況等を総合的に評価することにより行うものとする。

2　成績の評価の方法は、学生に対して配布する授業の計画に記載された方法によるものとする。ただし、当該方法によることができな

い特別の事情がある場合は、この限りでない。
3　学則第35条の5種類の評語ごとの評点は、次のとおりとする。

評語	評点
S	90点～ 100点
A	80点～ 89点
B	70点～ 79点
C	60点～ 69点
F	0点～ 59点

（再試験）
第13条　成績の評価がFであった授業科目については、当該授業科目を履修した学生からの申出があった場合には、再度試験を行うことができる。
2　前項の試験の結果、成績の評価がFであった授業科目を合格とする場合の評点は、60点とする。

（追試験）
第14条　試験に欠席をした学生が、当該試験の終了後、当該試験を実施した日から起算して原則1週間以内に、欠席届に所定の証明書類を添えて学部長に届け出た場合であって、学部長が、当該欠席がやむを得ない理由によるものと認めたときは、当該学生は、追試験を受けることができる。

（再履修）
第15条　学生は、履修登録をしたものの単位を修得できなかった授業科目について、翌年度以降において当該授業科目の単位を修得しようとする場合は、あらためて第4条第1項の手続を行わなければならない。

（試験時の不正行為）
第16条　試験において不正な行為をした学生に対しては、当該試験が行われた学期のすべての履修登録した科目（通年で開講する科目を含む。）の成績の評価をFとするとともに、学則第50条の規定に基づく懲戒の対象とする。

（進級）
第17条　3年次に進級することができる学生は、別表1に定める2年次までの必修科目の単位を修得している学生とする。
2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する要件を満たしていない学生に対しても、特に必要があると認めるときは、3年次に進級させることができる。

（委任）
第18条　この規則に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

（省略）

附　則

1　この規則は、令和5年4月1日から施行する。
2　平成20年度以前にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成22年度以前にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。
3　平成21年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成23年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表2のとおりとする。
4　第8条の2の規定は、平成21年度以降にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成23年度以降にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生について適用する。
5　平成22年度及び平成23年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生並びに平成24年度及び平成25年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生の授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、当該授業科目の種類及びその単位数については附則別

表3のとおりとする。

6　平成20年度以前に看護学部看護学科に入学した学生及び平成22年度以前に同学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

7　平成21年度から平成23年度までに看護学部看護学科に入学した学生及び平成23年度から平成25年度までに同学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表2のとおりとする。

8　平成23年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に入学した学生及び平成25年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に編入学した学生については、附則別表4に掲げる自由科目を履修可能とする。

9　平成23年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に入学した学生及び平成25年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に編入学した学生については、この規則による改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、次の4種類の評語ごとの評点のとおりとする。

評語	評点
A	80点～100点
B	70点～79点
C	60点～69点
D	0点～59点

10　平成23年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に入学した学生及び平成25年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に編入学した学生については、この規則による改正後の第13条及び第16条に規定する成績の評価について、FをDと読み替えるものとする。

11　平成23年度以前にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び編入学した学生に係る第8条の学芸員の資格に関する授業科目の種類及びその単位数については、この規則による改正後の別表2の規定にかかわらず、附則別表5のとおりとする。

12　平成21年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成23年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生については、この規則による改正後の第8条の2のうち、人間空間デザインコースを空間デザインコースに読み替えるものとし、指定科目についてはこの規則による改正後の別表3及び別表4の規定にかかわらず、附則別表6の1及び附則別表7の1のとおりとする。

13　平成22年度から平成27年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成24年度から平成29年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生については、この規則による改正後の第8条の2のうち、人間空間デザインコースを空間デザインコースに読み替えるものとし、指定科目についてはこの規則による改正後の別表3及び別表4の規定にかかわらず、附則別表6の2及び附則別表7の2のとおりとする。

14　平成24年度から平成27年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成26年度から平成29年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生の授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表8のとおりとする。

15　平成24年度から平成27年度までに看護学部看護学科に入学した学生及び平成26年度から平成29年度までに看護学部看護学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表8のとおりとする。ただし、平成24年度から25年度までに看護学部看護学科に入学した学生及び平成26年度から平成27年度までに看護学部看護学科に編入学した学生については、附則別表8の配当年次のうち、形態機能学Ⅱにおいては、1年前期を1年後期に、薬理学及び感染予防論においては1年後期を

1年前期に、それぞれ読み替えるものとする。

16　平成24年度から平成29年度にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に入学した学生及び平成26年度から平成31年度にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に編入学した学生については、この規則による改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、次の5種類の評語ごとの評点のとおりとする。

評語	評点
A	90点～ 100点
B	80点～ 89点
C	70点～ 79点
D	60点～ 69点
F	0点～ 59点

17　平成27年度以前にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成29年度以前にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生の履修コースについては、第7条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる履修コースを設けるものとし、同条第2項のうち、2年次前期を2年次後期と読み替えるものとする。

⑴空間デザインコース
⑵製品デザインコース
⑶コンテンツデザインコース
⑷メディアデザインコース

18　平成28年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成30年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生の授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表9のとおりとし、附則別表10に掲げる自由科目を履修可能とする。

19　平成28年度以前にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成30年度以前にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生については、附則別表11に掲げる自由科目を履修可能とする。

20　平成28年度に看護学部看護学科に入学した学生及び平成30年度に看護学部看護学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表9のとおりとし、附則別表10に掲げる自由科目を履修可能とする。

21　平成29年度から令和３年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成31年度から令和５年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生の授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この規則による改正後の別表１の規定にかかわらず、附則別表12のとおりとする。

22　平成29年度から令和３年度に看護学部看護学科に入学した学生及び平成31年度から令和２年度に看護学部看護学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数については、この規則による改正後の別表１の規定にかかわらず、附則別表12のとおりとする。

23　令和４年度に看護学部看護学科に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数については、この規則による改正後の別表１の規定にかかわらず、附則別表13のとおりとする。

別表1　デザイン学部デザイン学科

区分			授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
学際教育科目	導入科目		スタートアップ演習	演習	2			1年	2単位
	科学系科目	文化に対する理解	哲学と倫理	講義		2		1年	12単位以上
			宗教と思想	講義		2		1年	
			芸術文化論	講義		2		1年	
			表象文化論	講義		2		1年	
			ジェンダー論	講義		2		2年	
			文学の世界	講義		2		1年	
			生活と文化	講義		2		1年	
		人間と自然に対する理解	心のしくみ	講義		2		1年	
			体のしくみ	講義		2		1年	
			健康とスポーツ	講義		2		3年	
			自然科学A	講義		2		1年	
			自然科学B	講義		2		2年	
			自然科学C	講義		2		1年	
		社会に対する理解	現代社会論A	講義		2		1年	
			現代社会論B	講義		2		2年	
			現代社会論C	講義		2		1年	
			現代社会論D	講義		2		1年	
			現代社会論E	講義		2		1年	
			日本国憲法を学ぶ	講義		2		2年	
			札幌を学ぶ	講義		2		1年	
			統計の世界	講義		2		3年	
	技術・スキル系科目	言語	英語ⅠA	演習	1			1年	6単位
			英語ⅠB	演習	1			1年	
			英語ⅠC	演習	1			1年	
			英語ⅡA	演習	1			1年	
			英語ⅡB	演習	1			1年	
			英語ⅡC	演習	1			1年	
			実践英語A	演習		1		2年	2単位以上
			実践英語B	演習		1		2年	
			韓国語	演習		1		2年	
			中国語	演習		1		3年	
			ロシア語	演習		1		3年	
			その他言語Ⅰ	演習		1		1～4年	
			その他言語Ⅱ	演習		1		1～4年	
		情報技術	情報リテラシーⅠ	演習	1			1年	2単位
			情報リテラシーⅡ	演習	1			1年	
		コミュニケーション	日本語表現法	演習		1		1年	2単位以上
			手話	演習		1		1年	
			グループ・ダイナミックス	演習		1		2年	
			基礎カウンセリング	演習		1		1年	
			プレゼンテーション	演習	1			1年	
			ボランティア基礎演習	演習		1		2年	

区分			授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
専門教育科目	基本科目	デザイン概論	人間空間デザイン論	講義	2			1年	4単位
			人間情報デザイン論	講義	2			1年	
		デザイン理論	デザイン史	講義	2			1年	20単位以上
			近現代建築史	講義		2		2年	
			情報社会論	講義	2			2年	
			エコロジカルデザイン	講義		2		2年	
			メディア社会論	講義＋演習		2		3年	
			知的財産権論	講義		2		4年	
			デザインと数学	講義＋演習		2		1年	
			デザイン工学	講義＋演習		2		1年	
			コンピュータグラフィックス	講義＋演習		2		2年	
			アイデア生成プロセス	講義＋演習	2			1年	
			デザイン展開プロセス	講義＋演習		2		3年	
			視覚・色彩心理学	講義	2			1年	
			環境心理学	講義		2		2年	
			ユニバーサルデザイン論	講義	2			2年	
			感性情報学	講義	2			3年	
		デザイン基盤	デザイン研究法	講義＋演習	2			2年	20単位以上
			デザイン英語	講義＋演習		2		4年	
			表現基礎（描画）	実習	2			1年	
			表現基礎（製図）	講義＋演習		2		1年	
			表現基礎（構成）	講義＋演習		2		1年	
			材料加工理論／実習Ⅰ	実習	2			1年	
			材料加工理論／実習Ⅱ	実習		2		1年	
			建築設計製図	演習		2		2年	
			情報製品製図	演習		2		2年	
			３ＤＣＧ実習	実習		2		2年	
			建築系CAD実習	実習		2		2年	
			製品系CAD実習	実習		2		2年	
			時間表現理論／演習Ⅰ	講義＋演習		2		1年	
			時間表現理論／演習Ⅱ	講義＋演習		2		2年	
			Webデザイン	演習	2			1年	
			Webプログラミング	講義＋演習		2		2年	

区分			授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
専門教育科目	展開科目	人間空間デザインコース	建築デザイン論	講義		2		2年	所属するコースから22単位以上／他コースから10単位以上
			空間デザイン史	講義		2		2年	
			建築計画論	講義		2		2年	
			都市計画論	講義		2		3年	
			景観デザイン文化論	講義		2		4年	
			住宅論	講義		2		4年	
			環境計画論	講義＋演習		2		2年	
			建築設備計画	講義＋演習		2		3年	
			構造力学Ⅰ	講義＋演習		2		3年	
			構造力学Ⅱ	講義＋演習		2		3年	
			一般構造	講義＋演習		2		2年	
			建築構法	講義＋演習		2		3年	
			構造・材料実験	実習		2		3年	
			建築生産	講義＋演習		2		3年	
			建築法規	講義		2		3年	
			家具・インテリアデザイン	実習		2		2年	
			ランドスケープアーキテクチュア	講義		2		3年	
			コミュニティデザイン論	講義		2		2年	
			メディア芸術論	講義		2		2年	
			空間演出デザイン論	講義＋演習		2		3年	
			地域ブランド構築	講義＋演習		2		3年	
			観光デザイン論	講義＋演習		2		4年	
			環境芸術論	講義＋演習		2		2年	
			空間プロダクト	講義＋演習		2		2年	
			空間映像表現	演習		2		3年	
			寒冷地デザイン論	講義＋演習		2		3年	
			起業・経営論	講義		2		4年	
		人間情報デザインコース	プロダクトデザインⅠ	講義＋演習		2		2年	
			プロダクトデザインⅡ	講義＋演習		2		2年	
			ユーザーエクスペリエンスデザインⅠ	講義＋演習		2		3年	
			ユーザーエクスペリエンスデザインⅡ	講義＋演習		2		3年	
			ユーザーエクスペリエンスデザインⅢ	講義＋演習		2		4年	
			プログラミングⅠ	演習		2		2年	
			プログラミングⅡ	講義＋演習		2		2年	
			プログラミングⅢ	演習		2		3年	
			ヒューマンインタラクションⅠ	演習		2		3年	
			ヒューマンインタラクションⅡ	演習		2		3年	
			協同デザインⅠ	講義＋演習		2		2年	
			協同デザインⅡ	講義＋演習		2		2年	
			ビジュアライゼーションⅠ	講義＋演習		2		2年	
			ビジュアライゼーションⅡ	講義＋演習		2		3年	
			ビジュアライゼーションⅢ	講義＋演習		2		4年	

区分			授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
専門教育科目	発展科目	連携	学部連携基礎論	講義	2			2年	4単位以上
			学部連携演習	演習	2			3年	
			地域プロジェクトⅠ（基礎編）	演習			2	1・2年	
			地域プロジェクトⅡ（応用編）	演習			2	2・3・4年	
			地域プロジェクトⅢ（発展編）	演習			2	3・4年	
		総合実習	デザイン総合実習Ⅰ	実習	2			2年	8単位
			デザイン総合実習Ⅱ	実習	2			2年	
			デザイン総合実習Ⅲ	実習	2			3年	
			デザイン総合実習Ⅳ	実習	2			3年	
		卒業研究	卒業研究Ⅰ	演習	3			4年	6単位
			卒業研究Ⅱ	演習	3			4年	
		キャリア教育	フィールドスタディ	実習		2		2年	4単位以上
			インターンシップ	実習		2		3年	
			キャリアデザイン	講義		2		3年	

自由科目は、卒業要件単位数には含まない。

別表1　看護学部看護学科

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
学際教育科目	導入科目		スタートアップ演習	演習	2			1年	2単位
	科学系科目	文化に対する理解	哲学と倫理	講義		2		1年	12単位以上
			宗教と思想	講義		2		1年	
			芸術文化論	講義		2		1年	
			表象文化論	講義		2		1年	
			ジェンダー論	講義		2		2年	
			文学の世界	講義		2		1年	
			生活と文化	講義		2		1年	
		人間と自然に対する理解	心のしくみ	講義		2		1年	
			体のしくみ	講義		2		1年	
			健康とスポーツ	講義		2		2年	
			自然科学A	講義		2		1年	
			自然科学B	講義		2		2年	
			自然科学C	講義		2		1年	
		社会に対する理解	現代社会論A	講義		2		1年	
			現代社会論B	講義		2		2年	
			現代社会論C	講義		2		1年	
			現代社会論D	講義		2		1年	
			現代社会論E	講義		2		1年	
			日本国憲法を学ぶ	講義		2		2年	
			札幌を学ぶ	講義		2		1年	
			統計の世界	講義		2		1年	
	技術・スキル系科目	言語	英語ⅠA	演習	1			1年	6単位
			英語ⅠB	演習	1			1年	
			英語ⅠC	演習	1			1年	
			英語ⅡA	演習	1			1年	
			英語ⅡB	演習	1			1年	
			英語ⅡC	演習	1			1年	
			実践英語A	演習		1		2年	2単位以上
			実践英語B	演習		1		2年	
			韓国語	演習		1		2年	
			中国語	演習		1		2年	
			ロシア語	演習		1		2年	
			その他言語Ⅰ	演習		1		1～4年	
			その他言語Ⅱ	演習		1		1～4年	
		情報技術	情報リテラシーⅠ	演習	1			1年	2単位
			情報リテラシーⅡ	演習	1			1年	
		コミュニケーション	日本語表現法	演習		1		1年	2単位以上
			手話	演習		1		1年	
			グループ・ダイナミックス	演習		1		2年	
			基礎カウンセリング	演習		1		1年	
			プレゼンテーション	演習		1		1年	
			ボランティア基礎演習	演習		1		2年	

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
専門教育科目	専門基礎科目	人間と命	形態機能学Ⅰ	演習	2			1年	5単位以上
			形態機能学Ⅱ	演習	2			1年	
			生命科学	講義		1		2年	
			生命倫理	講義		1		2年	
			環境保健	講義		1		2年	
			人間工学	講義		1		2年	
		健康と健康障害と予防	薬理学	講義	2			1年	12単位
			臨床薬理学	演習	1			2年	
			臨床栄養学	演習	1			2年	
			病理病態学	演習	2			1年	
			疾病治療学概論	演習	1			2年	
			疾病治療学A	演習	1			2年	
			疾病治療学B	演習	1			2年	
			疾病治療学C	演習	1			2年	
			感染予防論	講義	2			1年	
		保健と医療と福祉	公衆衛生学	講義	1			2年	9単位以上
			社会福祉学	講義	1			2年	
			家族社会学	講義		1		2年	
			チーム医療論	講義		1		2年	
			感染管理論	講義		1		2年	
			臨床心理学	講義		1		2年	
			保健医療福祉行政論	講義	1			3年	
			保健統計	講義	2			3年	
			疫学	講義	1			3年	
			医療情報	講義	1			2年	

区分				授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分				必修	選択	自由		
専門教育科目	専門科目	看護の基盤となるもの	ヒューマンケアの基本	看護学原論	講義	1			1年	6単位
				看護理論	講義	1			1年	
				援助的人間関係論	演習	1			2年	
				人間発達援助論	演習	1			1年	
				看護初期実習	実習	1			1年	
				看護倫理学	講義	1			2年	
			看護の基本的展開	看護過程論	演習	1			1年	10単位
				看護観察技術論	演習	1			1年	
				症状マネジメント論	演習	2			2年	
				基礎看護技術論	演習	2			1年	
				基礎看護学臨地実習Ⅰ	実習	1			1年	
				基礎看護学臨地実習Ⅱ	実習	2			2年	
				研究方法論	演習	1			3年	
		健康レベルに応じて生活を援助するもの	小児	小児看護学概論	講義	1			2年	5単位
				小児看護援助論	演習	1			3年	
				小児看護技術論	演習	1			3年	
				小児看護学臨地実習	実習	2			3年	
			母性	母性看護学概論	講義	1			2年	5単位
				母性看護援助論	演習	1			3年	
				母性看護技術論	演習	1			3年	
				母性看護学臨地実習	実習	2			3年	
			成人	成人看護学概論	講義	1			2年	7単位
				成人看護援助論	演習	1			2年	
				成人看護技術論	演習	1			3年	
				成人看護学臨地実習Ⅰ	実習	2			2年	
				成人看護学臨地実習Ⅱ	実習	2			3年	
			老年	老年看護学概論	講義	1			2年	6単位
				老年看護援助論	演習	1			2年	
				老年看護技術論	演習	1			3年	
				老年看護学臨地実習Ⅰ	実習	1			2年	
				老年看護学臨地実習Ⅱ	実習	2			3年	
			精神保健	精神保健看護学概論	講義	1			2年	5単位
				精神保健看護援助論	演習	1			2年	
				精神保健看護技術論	演習	1			3年	
				精神保健看護学臨地実習	実習	2			3年	
			在宅	在宅看護学概論	講義	1			2年	5単位
				在宅看護援助論	演習	1			2年	
				在宅看護技術論	演習	1			3年	
				在宅看護学臨地実習	実習	2			3年	
			健康問題への対応	リハビリテーション看護学	演習	1			3年	5単位以上
				がん看護学	演習	1			2年	
				認知症ケア	演習	1			3年	
				透析ケア	講義		1		3年	
				重症集中ケア	講義		1		3年	
				救急看護学	講義		1		3年	
				放射線医療管理論	講義		1		3年	
				ペリネイタルケア	講義		1		4年	
				エンド・オブ・ライフケア	講義		1		4年	
				寒冷地医療	講義		1		4年	

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
専門教育科目	専門科目	コミュニティケアに関するもの	地域看護学概論	講義	1			1年	4単位
			地域看護援助論	演習	1			2年	
			地域看護技術論	演習	1			3年	
			地域看護学臨地実習	実習	1			4年	
		発展・統合に関するもの	看護管理学	演習	1			4年	12単位以上
			看護教育学	講義	1			3年	
			卒業研究	演習	4			4年	
			ヘルスケアマネジメント実習	実習	3			4年	
			看護情報学	講義		1		4年	
			インターンシップ	演習		1		3年	
			災害看護学	講義		1		4年	
			国際看護学	講義		1		4年	
			国際保健学	講義		1		4年	
			医療経営学	講義		1		4年	
			医療安全管理論	講義		1		4年	
			現代専門職論	講義		1		4年	
			地域プロジェクトⅠ（基礎編）	演習			2	1･2年	
			地域プロジェクトⅡ（応用編）	演習			2	2･3･4年	
			地域プロジェクトⅢ（発展編）	演習			2	3･4年	
		学部連携	学部連携基礎論	講義	2			2年	4単位
			学部連携演習	演習	2			3年	

自由科目は、卒業要件単位数に含まない。

別表2　学芸員関連科目

区分	授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
学芸員課程関連科目	生涯学習概論	講義			2	3年
	博物館概論	講義			2	3年
	博物館経営論	講義			2	3年
	博物館資料論	講義			2	3年
	博物館資料保存論	講義			2	3年
	博物館展示論	講義			2	3年
	博物館情報・メディア論	講義			2	3年
	博物館教育論	講義			2	3年
	博物館実習	実習			3	4年

別表3（省略）履修の手引参照

別表4（省略）履修の手引参照

附則別表2（省略）

附則別表3（省略）

附則別表4（省略）

附則別表5（省略）

附則別表6（省略）

附則別表7（省略）

附則別表8（省略）

附則別表9　デザイン学部デザイン学科

区分			授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
共通教育科目	導入科目		スタートアップ演習	演習	2			1年	2単位
	教養科目	文化に対する理解	哲学と倫理	講義		2		1年	4単位以上
			宗教と思想	講義		2		1年	
			芸術と文化	講義		2		1年	
			教育を考える	講義		2		2年	
			生活と文化	講義		2		2年	
			ジェンダーと文化	講義		2		2年	
		人間と自然に対する理解	心のしくみ	講義		2		1年	4単位以上
			体のしくみ	講義		2		1年	
			人間関係を考える	講義		2		1年	
			健康とスポーツ	講義		2		3年	
			環境を考える	講義		2		2年	
			自然科学を学ぶ	講義		2		1年	
			動物のくらし	講義		2		1年	
		社会に対する理解	現代社会と家族	講義		2		1年	4単位以上
			現代社会と国際関係	講義		2		2年	
			現代社会と経済	講義		2		1年	
			札幌を学ぶ	講義		2		1年	
			ボランティア活動を考える	講義		2		2年	
			統計の世界	講義		2		3年	
			日本国憲法を学ぶ	講義		2		2年	
	コミュニケーション科目	外国語	英語ⅠA	演習	1			1年	8単位以上
			英語ⅠB	演習	1			1年	
			英語ⅠC	演習	1			1年	
			英語ⅡA	演習	1			1年	
			英語ⅡB	演習	1			1年	
			英語ⅡC	演習	1			1年	
			実践英語A	演習		1		2年	
			実践英語B	演習		1		2年	
			韓国語	演習		1		2年	
			中国語	演習		1		3年	
			ロシア語	演習		1		3年	
		コミュニケーション・情報技術	日本語表現法	演習		1		1年	4単位以上
			プレゼンテーション	演習	1			1年	
			基礎カウンセリング	演習		1		1年	
			対人コミュニケーション	演習		1		1年	
			グループ・ダイナミックス	演習		1		2年	
			手　話	演習		1		1年	
			情報リテラシーⅠ	演習	1			1年	
			情報リテラシーⅡ	演習	1			1年	

区分			授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
専門教育科目	基本科目	デザイン概論	人間空間デザイン論	講義	2			1年	4単位
			人間情報デザイン論	講義	2			1年	
		デザイン理論	デザイン史	講義	2			1年	20単位以上
			近現代建築史	講義		2		2年	
			情報社会論	講義	2			2年	
			エコロジカルデザイン	講義		2		2年	
			メディア社会論	講義＋演習		2		3年	
			知的財産権論	講義		2		4年	
			デザインと数学	講義＋演習		2		1年	
			デザイン工学	講義＋演習		2		1年	
			コンピュータグラフィックス	講義＋演習		2		2年	
			アイデア生成プロセス	講義＋演習	2			1年	
			デザイン展開プロセス	講義＋演習		2		3年	
			視覚・色彩心理学	講義	2			1年	
			環境心理学	講義		2		2年	
			ユニバーサルデザイン論	講義	2			2年	
			感性情報学	講義	2			3年	
		デザイン基盤	デザイン研究法	講義＋演習	2			2年	20単位以上
			デザイン英語	講義＋演習		2		4年	
			表現基礎（描画）	実習	2			1年	
			表現基礎（製図）	講義＋演習		2		1年	
			表現基礎（構成）	講義＋演習		2		1年	
			材料加工理論／実習Ⅰ	実習	2			1年	
			材料加工理論／実習Ⅱ	実習		2		1年	
			建築設計製図	演習		2		2年	
			情報製品製図	演習		2		2年	
			3DCG実習	実習		2		2年	
			建築系CAD実習	実習		2		2年	
			製品系CAD実習	実習		2		2年	
			時間表現理論／演習Ⅰ	講義＋演習		2		1年	
			時間表現理論／演習Ⅱ	講義＋演習		2		2年	
			Webデザイン	演習	2			1年	
			Webプログラミング	講義＋演習		2		2年	

区分			授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
	展開科目	人間空間デザインコース	建築デザイン論	講義		2		2年	所属するコースから22単位以上／他コースから10単位以上
			空間デザイン史	講義		2		2年	
			建築計画論	講義		2		2年	
			都市計画論	講義		2		3年	
			景観デザイン文化論	講義		2		4年	
			住宅論	講義		2		4年	
			環境計画論	講義＋演習		2		2年	
			建築設備計画	講義＋演習		2		3年	
			構造力学Ⅰ	講義＋演習		2		3年	
			構造力学Ⅱ	講義＋演習		2		3年	
			一般構造	講義＋演習		2		2年	
			建築構法	講義＋演習		2		3年	
			構造・材料実験	実習		2		3年	
			建築生産	講義＋演習		2		3年	
			建築法規	講義		2		3年	
			家具・インテリアデザイン	実習		2		2年	
			ランドスケープアーキテクチュア	講義		2		3年	
			コミュニティデザイン論	講義		2		2年	
			メディア芸術論	講義		2		2年	
			空間演出デザイン論	講義＋演習		2		3年	
			地域ブランド構築	講義＋演習		2		3年	
			観光デザイン論	講義＋演習		2		4年	
			環境芸術論	講義＋演習		2		2年	
			空間プロダクト	講義＋演習		2		2年	
			空間映像表現	演習		2		3年	
			寒冷地デザイン論	講義＋演習		2		3年	
			起業・経営論	講義		2		4年	
		人間情報デザインコース	プロダクトデザインⅠ	講義＋演習		2		2年	
			プロダクトデザインⅡ	講義＋演習		2		2年	
			ユーザーエクスペリエンスデザインⅠ	講義＋演習		2		3年	
			ユーザーエクスペリエンスデザインⅡ	講義＋演習		2		3年	
			ユーザーエクスペリエンスデザインⅢ	講義＋演習		2		4年	
			プログラミングⅠ	演習		2		2年	
			プログラミングⅡ	講義＋演習		2		2年	
			プログラミングⅢ	演習		2		3年	
			ヒューマンインタラクションⅠ	演習		2		3年	
			ヒューマンインタラクションⅡ	演習		2		3年	
			協同デザインⅠ	講義＋演習		2		2年	
			協同デザインⅡ	講義＋演習		2		2年	
			ビジュアライゼーションⅠ	講義＋演習		2		2年	
			ビジュアライゼーションⅡ	講義＋演習		2		3年	
			ビジュアライゼーションⅢ	講義＋演習		2		4年	
	発展科目	連携	学部連携基礎論	講義	2			2年	4単位以上
			学部連携演習	演習	2			3年	
			地域プロジェクト	演習			2	1·2·3·4年次	
		総合実習	デザイン総合実習Ⅰ	実習	2			2年	8単位
			デザイン総合実習Ⅱ	実習	2			2年	
			デザイン総合実習Ⅲ	実習	2			3年	
			デザイン総合実習Ⅳ	実習	2			3年	
		卒業研究	卒業研究Ⅰ	演習	3			4年	6単位
			卒業研究Ⅱ	演習	3			4年	
		キャリア教育	フィールドスタディ	実習		2		2年	4単位以上
			インターンシップ	実習		2		3年	
			キャリアデザイン	講義		2		3年	

自由科目は、卒業要件単位数に含まない。

附則別表9　看護学部看護学科

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択必修	選択	自由		
共通教育科目	導入科目		スタートアップ演習	演習	2				1年	2単位
	教養科目	文化に対する理解	哲学と倫理	講義			2		1年	4単位以上
			宗教と思想	講義			2		1年	
			芸術と文化	講義			2		1年	
			教育を考える	講義			2		2年	
			生活と文化	講義			2		2年	
			ジェンダーと文化	講義			2		2年	
		人間と自然に対する理解	心のしくみ	講義			2		1年	4単位以上
			体のしくみ	講義			2		1年	
			人間関係を考える	講義			2		1年	
			健康とスポーツ	講義		2			2年	
			環境を考える	講義			2		2年	
			自然科学を学ぶ	講義			2		1年	
			動物のくらし	講義			2		1年	
		社会に対する理解	現代社会と家族	講義			2		1年	4単位以上
			現代社会と国際関係	講義			2		2年	
			現代社会と経済	講義			2		1年	
			札幌を学ぶ	講義			2		1年	
			ボランティア活動を考える	講義			2		2年	
			統計の世界	講義			2		1年	
			日本国憲法を学ぶ	講義			2		2年	
	コミュニケーション科目	外国語	英語ⅠA	演習	1				1年	8単位以上
			英語ⅠB	演習	1				1年	
			英語ⅠC	演習	1				1年	
			英語ⅡA	演習	1				1年	
			英語ⅡB	演習	1				1年	
			英語ⅡC	演習	1				1年	
			実践英語A	演習			1		2年	
			実践英語B	演習			1		2年	
			韓国語	演習			1		2年	
			中国語	演習			1		2年	
			ロシア語	演習			1		2年	
		コミュニケーション・情報技術	日本語表現法	演習			1		1年	4単位以上
			プレゼンテーション	演習			1		1年	
			基礎カウンセリング	演習			1		1年	
			対人コミュニケーション	演習			1		1年	
			グループ・ダイナミックス	演習			1		2年	
			手　話	演習			1		1年	
			情報リテラシーⅠ	演習	1				1年	
			情報リテラシーⅡ	演習	1				1年	

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択必修	選択	自由		
専門教育科目	専門基礎科目	人間と命	形態機能学Ⅰ	演習	2				1年	5単位以上
			形態機能学Ⅱ	演習	2				1年	
			生命科学	講義			1		2年	
			生命倫理	講義			1		2年	
			環境保健	講義			1		2年	
			人間工学	講義			1		2年	
		健康と健康障害と予防	薬理学	講義	2				1年	12単位
			臨床薬理学	演習	1				2年	
			臨床栄養学	演習	1				2年	
			病理病態学	演習	2				1年	
			疾病治療学概論	演習	1				2年	
			疾病治療学A	演習	1				2年	
			疾病治療学B	演習	1				2年	
			疾病治療学C	演習	1				2年	
			感染予防論	講義	2				1年	
		保健と医療と福祉	公衆衛生学	演習	1				2年	9単位以上
			社会福祉学	講義	1				2年	
			家族社会学	講義		1			2年	
			チーム医療論	講義			1		2年	
			感染管理論	講義			1		2年	
			臨床心理学	講義			1		2年	
			地域保健学概論	講義	1				1年	
			保健医療福祉行政論Ⅰ	演習	1				3年	
			保健医療福祉行政論Ⅱ	演習		1			4年	
			保健統計	講義	2				3年	
			疫学Ⅰ	講義	1				3年	
			疫学Ⅱ	講義		1			4年	
			医療情報	演習	1				2年	

区分				授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分				必修	選択必修	選択	自由		
専門教育科目	専門科目	看護の基盤となるもの	ヒューマンケアの基本	看護学原論	講義	1				1年	7単位
				看護理論	講義	1				1年	
				援助的人間関係論	演習	1				2年	
				人間発達援助論	演習	1				1年	
				看護初期実習	実習	1				1年	
				看護倫理学	講義	1				2年	
				健康教育指導法	演習	1				3年	
			看護の基本的展開	看護過程論	演習	1				1年	10単位
				看護観察技術論	演習	1				1年	
				症状マネジメント論	演習	2				2年	
				基礎看護技術論	演習	2				1年	
				基礎看護学臨地実習Ⅰ	実習	1				1年	
				基礎看護学臨地実習Ⅱ	実習	2				2年	
				研究方法論	演習	1				3年	
		健康レベルに応じて生活を援助するもの	小児	小児看護学概論	講義	1				2年	5単位
				小児看護援助論	演習	1				3年	
				小児看護技術論	演習	1				3年	
				小児看護学臨地実習	実習	2				3年	
			母性	母性看護学概論	講義	1				2年	5単位
				母性看護援助論	演習	1				3年	
				母性看護技術論	演習	1				3年	
				母性看護学臨地実習	実習	2				3年	
			成人	成人看護学概論	講義	1				2年	8単位
				成人看護援助論	演習	1				2年	
				成人看護技術論	演習	1				3年	
				成人看護学臨地実習Ⅰ	実習	3				2年	
				成人看護学臨地実習Ⅱ	実習	2				3年	
			老年	老年看護学概論	講義	1				2年	6単位
				老年看護援助論	演習	1				2年	
				老年看護技術論	演習	1				3年	
				老年看護学臨地実習Ⅰ	実習	1				3年	
				老年看護学臨地実習Ⅱ	実習	2				3年	
			精神	精神看護学概論	講義	1				2年	5単位
				精神看護援助論	演習	1				2年	
				精神看護技術論	演習	1				3年	
				精神看護学臨地実習	実習	2				3年	
			在宅	在宅看護学概論	講義	1				2年	5単位
				在宅看護援助論	演習	1				2年	
				在宅看護技術論	演習	1				3年	
				在宅看護学臨地実習	実習	2				3年	
			健康問題への対応	リハビリテーション看護学	演習	1				3年	5単位以上
				がん看護学	演習	1				2年	
				認知症ケア	演習	1				3年	
				透析ケア	講義			1		3年	
				重症集中ケア	講義			1		3年	
				救急看護学	講義			1		3年	
				放射線医療管理論	講義			1		3年	
				ペリネイタルケア	講義		1			4年	
				バリアティブケア	講義			1		4年	
				寒冷地医療	講義			1		4年	

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択必修	選択	自由		
専門教育科目	専門科目	コミュニティケアに関するもの	公衆衛生看護学概論	講義	1				2年	2単位
			公衆衛生看護援助論Ⅰ	演習	1				3年	
			公衆衛生看護援助論Ⅱ	演習		1			3年	
			公衆衛生看護技術論	演習		1			4年	
			ヘルスプロモーション活動論	演習		1			4年	
			公衆衛生看護学臨地実習Ⅰ	実習		2			4年	
			公衆衛生看護学臨地実習Ⅱ	実習		3			4年	
		発展・統合に関するもの	看護管理学	演習	1				4年	12単位以上
			看護教育学	講義	1				3年	
			卒業研究	演習	4				4年	
			ヘルスケアマネジメント実習	実習	3				4年	
			公衆衛生看護管理論	講義		1			4年	
			看護情報学	講義			1		4年	
			災害看護学	講義		1			4年	
			国際看護学	講義			1		4年	
			国際保健学	講義		1			4年	
			医療経営学	講義			1		4年	
			医療安全管理論	講義			1		4年	
			現代専門職論	講義			1		4年	
			地域プロジェクト	演習				2	1·2·3·4年次	
		学部連携	学部連携基礎論	講義	2				2年	4単位
			学部連携演習	演習	2				3年	

保健師国家試験受験資格取得希望者は、選択科目のうち「選択必修」欄に単位数が表示された科目を履修し単位を修得しなければならない。
自由科目は、卒業要件単位数に含まない。

附則別表10
デザイン学部デザイン学科

区分	授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
発展科目	地域プロジェクトⅠ（基礎編）	演習			2	1・2年
	地域プロジェクトⅡ（応用編）	演習			2	2・3・4年
	地域プロジェクトⅢ（発展編）	演習			2	3・4年

看護学部看護学科

区分	授業科目の名称	授業形態	単位数				配当年次
			必修	選択必修	選択	自由	
専門科目	地域プロジェクトⅠ（基礎編）	演習				2	1・2年
	地域プロジェクトⅡ（応用編）	演習				2	2・3・4年
	地域プロジェクトⅢ（発展編）	演習				2	3・4年

附則別表11　デザイン学部デザイン学科

区分	授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次
			必修	選択	自由	
発展科目	ユニバーサルデザイン都市札幌	講義・演習			2	3年

附則別表12　デザイン学部デザイン学科

区分			授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
共通教育科目	導入科目		スタートアップ演習	演習	2			1年	2単位
	教養科目	文化に対する理解	哲学と倫理	講義		2		1年	4単位以上
			宗教と思想	講義		2		1年	
			芸術と文化	講義		2		1年	
			教育を考える	講義		2		2年	
			生活と文化	講義		2		2年	
			ジェンダーと文化	講義		2		2年	
		人間と自然に対する理解	心のしくみ	講義		2		1年	4単位以上
			体のしくみ	講義		2		1年	
			人間関係を考える	講義		2		1年	
			健康とスポーツ	講義		2		3年	
			環境を考える	講義		2		2年	
			自然科学を学ぶ	講義		2		1年	
			動物のくらし	講義		2		1年	
		社会に対する理解	現代社会と家族	講義		2		1年	4単位以上
			現代社会と国際関係	講義		2		2年	
			現代社会と経済	講義		2		1年	
			札幌を学ぶ	講義		2		1年	
			ボランティア活動を考える	講義		2		2年	
			統計の世界	講義		2		3年	
			日本国憲法を学ぶ	講義		2		2年	
	コミュニケーション科目	外国語	英語ⅠA	演習	1			1年	8単位以上
			英語ⅠB	演習	1			1年	
			英語ⅠC	演習	1			1年	
			英語ⅡA	演習	1			1年	
			英語ⅡB	演習	1			1年	
			英語ⅡC	演習	1			1年	
			実践英語A	演習		1		2年	
			実践英語B	演習		1		2年	
			韓国語	演習		1		2年	
			中国語	演習		1		3年	
			ロシア語	演習		1		3年	
		コミュニケーション・情報技術	日本語表現法	演習		1		1年	4単位以上
			プレゼンテーション	演習	1			1年	
			基礎カウンセリング	演習		1		1年	
			対人コミュニケーション	演習		1		1年	
			グループ・ダイナミックス	演習		1		2年	
			手　話	演習		1		1年	
			情報リテラシーⅠ	演習	1			1年	
			情報リテラシーⅡ	演習	1			1年	

区分			授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
専門教育科目	基本科目	デザイン概論	人間空間デザイン論	講義	2			1年	4単位
			人間情報デザイン論	講義	2			1年	
		デザイン理論	デザイン史	講義	2			1年	20単位以上
			近現代建築史	講義		2		2年	
			情報社会論	講義	2			2年	
			エコロジカルデザイン	講義		2		2年	
			メディア社会論	講義＋演習		2		3年	
			知的財産権論	講義		2		4年	
			デザインと数学	講義＋演習		2		1年	
			デザイン工学	講義＋演習		2		1年	
			コンピュータグラフィックス	講義＋演習		2		2年	
			アイデア生成プロセス	講義＋演習	2			1年	
			デザイン展開プロセス	講義＋演習		2		3年	
			視覚・色彩心理学	講義	2			1年	
			環境心理学	講義		2		2年	
			ユニバーサルデザイン論	講義	2			2年	
			感性情報学	講義	2			3年	
		デザイン基盤	デザイン研究法	講義＋演習	2			2年	20単位以上
			デザイン英語	講義＋演習		2		4年	
			表現基礎（描画）	実習	2			1年	
			表現基礎（製図）	講義＋演習		2		1年	
			表現基礎（構成）	講義＋演習		2		1年	
			材料加工理論／実習Ⅰ	実習	2			1年	
			材料加工理論／実習Ⅱ	実習		2		1年	
			建築設計製図	演習		2		2年	
			情報製品製図	演習		2		2年	
			３ＤＣＧ実習	実習		2		2年	
			建築系CAD実習	実習		2		2年	
			製品系CAD実習	実習		2		2年	
			時間表現理論／演習Ⅰ	講義＋演習		2		1年	
			時間表現理論／演習Ⅱ	講義＋演習		2		2年	
			Webデザイン	演習	2			1年	
			Webプログラミング	講義＋演習		2		2年	

区分			授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
専門教育科目	展開科目	人間空間デザインコース	建築デザイン論	講義		2		2年	所属するコースから22単位以上／他コースから10単位以上
			空間デザイン史	講義		2		2年	
			建築計画論	講義		2		2年	
			都市計画論	講義		2		3年	
			景観デザイン文化論	講義		2		4年	
			住宅論	講義		2		4年	
			環境計画論	講義＋演習		2		2年	
			建築設備計画	講義＋演習		2		3年	
			構造力学Ⅰ	講義＋演習		2		3年	
			構造力学Ⅱ	講義＋演習		2		3年	
			一般構造	講義＋演習		2		2年	
			建築構法	講義＋演習		2		3年	
			構造・材料実験	実習		2		3年	
			建築生産	講義＋演習		2		3年	
			建築法規	講義		2		3年	
			家具・インテリアデザイン	実習		2		2年	
			ランドスケープアーキテクチュア	講義		2		3年	
			コミュニティデザイン論	講義		2		2年	
			メディア芸術論	講義		2		2年	
			空間演出デザイン論	講義＋演習		2		3年	
			地域ブランド構築	講義＋演習		2		3年	
			観光デザイン論	講義＋演習		2		4年	
			環境芸術論	講義＋演習		2		2年	
			空間プロダクト	講義＋演習		2		2年	
			空間映像表現	演習		2		3年	
			寒冷地デザイン論	講義＋演習		2		3年	
			起業・経営論	講義		2		4年	
		人間情報デザインコース	プロダクトデザインⅠ	講義＋演習		2		2年	
			プロダクトデザインⅡ	講義＋演習		2		2年	
			ユーザーエクスペリエンスデザインⅠ	講義＋演習		2		3年	
			ユーザーエクスペリエンスデザインⅡ	講義＋演習		2		3年	
			ユーザーエクスペリエンスデザインⅢ	講義＋演習		2		4年	
			プログラミングⅠ	演習		2		2年	
			プログラミングⅡ	講義＋演習		2		2年	
			プログラミングⅢ	演習		2		3年	
			ヒューマンインタラクションⅠ	演習		2		3年	
			ヒューマンインタラクションⅡ	演習		2		3年	
			協同デザインⅠ	講義＋演習		2		2年	
			協同デザインⅡ	講義＋演習		2		2年	
			ビジュアライゼーションⅠ	講義＋演習		2		2年	
			ビジュアライゼーションⅡ	講義＋演習		2		3年	
			ビジュアライゼーションⅢ	講義＋演習		2		4年	

区分			授業科目の名称	授業形態	単位数			配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択	自由		
専門教育科目	発展科目	連携	学部連携基礎論	講義	2			2年	4単位以上
			学部連携演習	演習	2			3年	
			地域プロジェクトⅠ（基礎編）	演習			2	1·2年	
			地域プロジェクトⅡ（応用編）	演習			2	2·3·4年	
			地域プロジェクトⅢ（発展編）	演習			2	3·4年	
			ユニバーサルデザイン都市札幌	講義＋演習			2	3年	
		総合実習	デザイン総合実習Ⅰ	実習	2			2年	8単位
			デザイン総合実習Ⅱ	実習	2			2年	
			デザイン総合実習Ⅲ	実習	2			3年	
			デザイン総合実習Ⅳ	実習	2			3年	
		卒業研究	卒業研究Ⅰ	演習	3			4年	6単位
			卒業研究Ⅱ	演習	3			4年	
		キャリア教育	フィールドスタディ	実習		2		2年	4単位以上
			インターンシップ	実習		2		3年	
			キャリアデザイン	講義		2		3年	

自由科目は、卒業要件単位数には含まない。

附則別表12　看護学部看護学科

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択必修	選択	自由		
共通教育科目	導入科目		スタートアップ演習	演習	2				1年	2単位
	教養科目	文化に対する理解	哲学と倫理	講義			2		1年	4単位以上
			宗教と思想	講義			2		1年	
			芸術と文化	講義			2		1年	
			教育を考える	講義			2		2年	
			生活と文化	講義			2		2年	
			ジェンダーと文化	講義			2		2年	
		人間と自然に対する理解	心のしくみ	講義			2		1年	4単位以上
			体のしくみ	講義			2		1年	
			人間関係を考える	講義			2		1年	
			健康とスポーツ	講義		2			2年	
			環境を考える	講義			2		2年	
			自然科学を学ぶ	講義			2		1年	
			動物のくらし	講義			2		1年	
		社会に対する理解	現代社会と家族	講義			2		1年	4単位以上
			現代社会と国際関係	講義			2		2年	
			現代社会と経済	講義			2		1年	
			札幌を学ぶ	講義			2		1年	
			ボランティア活動を考える	講義			2		2年	
			統計の世界	講義			2		1年	
			日本国憲法を学ぶ	講義			2		2年	
	コミュニケーション科目	外国語	英語ⅠA	演習	1				1年	8単位以上
			英語ⅠB	演習	1				1年	
			英語ⅠC	演習	1				1年	
			英語ⅡA	演習	1				1年	
			英語ⅡB	演習	1				1年	
			英語ⅡC	演習	1				1年	
			実践英語A	演習			1		2年	
			実践英語B	演習			1		2年	
			韓国語	演習			1		2年	
			中国語	演習			1		2年	
			ロシア語	演習			1		2年	
		コミュニケーション・情報技術	日本語表現法	演習			1		1年	4単位以上
			プレゼンテーション	演習			1		1年	
			基礎カウンセリング	演習			1		1年	
			対人コミュニケーション	演習			1		1年	
			グループ・ダイナミックス	演習			1		2年	
			手　話	演習			1		1年	
			情報リテラシーⅠ	演習	1				1年	
			情報リテラシーⅡ	演習	1				1年	

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択必修	選択	自由		
専門教育科目	専門基礎科目	人間と命	形態機能学Ⅰ	演習	2				1年	5単位以上
			形態機能学Ⅱ	演習	2				1年	
			生命科学	講義			1		2年	
			生命倫理	講義			1		2年	
			環境保健	講義			1		2年	
			人間工学	講義			1		2年	
		健康と健康障害と予防	薬理学	講義	2				1年	12単位
			臨床薬理学	演習	1				2年	
			臨床栄養学	演習	1				2年	
			病理病態学	演習	2				1年	
			疾病治療学概論	演習	1				2年	
			疾病治療学A	演習	1				2年	
			疾病治療学B	演習	1				2年	
			疾病治療学C	演習	1				2年	
			感染予防論	講義	2				1年	
		保健と医療と福祉	公衆衛生学	演習	1				2年	9単位以上
			社会福祉学	講義	1				2年	
			家族社会学	講義		1			2年	
			チーム医療論	講義			1		2年	
			感染管理論	講義			1		2年	
			臨床心理学	講義			1		2年	
			地域保健学概論	講義	1				1年	
			保健医療福祉行政論Ⅰ	演習	1				3年	
			保健医療福祉行政論Ⅱ	演習		1			4年	
			保健統計	講義	2				3年	
			疫学Ⅰ	講義	1				3年	
			疫学Ⅱ	講義		1			4年	
			医療情報	演習	1				2年	

区分				授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分				必修	選択必修	選択	自由		
専門教育科目	専門科目	看護の基盤となるもの	ヒューマンケアの基本	看護学原論	講義	1				1年	7単位
				看護理論	講義	1				1年	
				援助的人間関係論	演習	1				2年	
				人間発達援助論	演習	1				1年	
				看護初期実習	実習	1				1年	
				看護倫理学	講義	1				2年	
				健康教育指導法	演習	1				3年	
			看護の基本的展開	看護過程論	演習	1				1年	10単位
				看護観察技術論	演習	1				1年	
				症状マネジメント論	演習	2				2年	
				基礎看護技術論	演習	2				1年	
				基礎看護学臨地実習Ⅰ	実習	1				1年	
				基礎看護学臨地実習Ⅱ	実習	2				2年	
				研究方法論	演習	1				3年	
		健康レベルに応じて生活を援助するもの	小児	小児看護学概論	講義	1				2年	5単位
				小児看護援助論	演習	1				3年	
				小児看護技術論	演習	1				3年	
				小児看護学臨地実習	実習	2				3年	
			母性	母性看護学概論	講義	1				2年	5単位
				母性看護援助論	演習	1				3年	
				母性看護技術論	演習	1				3年	
				母性看護学臨地実習	実習	2				3年	
			成人	成人看護学概論	講義	1				2年	8単位
				成人看護援助論	演習	1				2年	
				成人看護技術論	演習	1				3年	
				成人看護学臨地実習Ⅰ	実習	3				2年	
				成人看護学臨地実習Ⅱ	実習	2				3年	
			老年	老年看護学概論	講義	1				2年	6単位
				老年看護援助論	演習	1				2年	
				老年看護技術論	演習	1				3年	
				老年看護学臨地実習Ⅰ	実習	1				3年	
				老年看護学臨地実習Ⅱ	実習	2				3年	
			精神	精神看護学概論	講義	1				2年	5単位
				精神看護援助論	演習	1				2年	
				精神看護技術論	演習	1				3年	
				精神看護学臨地実習	実習	2				3年	
			在宅	在宅看護学概論	講義	1				2年	5単位
				在宅看護援助論	演習	1				2年	
				在宅看護技術論	演習	1				3年	
				在宅看護学臨地実習	実習	2				3年	
			健康問題への対応	リハビリテーション看護学	演習	1				3年	5単位以上
				がん看護学	演習	1				2年	
				認知症ケア	演習	1				3年	
				透析ケア	講義			1		3年	
				重症集中ケア	講義			1		3年	
				救急看護学	講義			1		3年	
				放射線医療管理論	講義			1		3年	
				ペリネイタルケア	講義		1			4年	
				バリアティブケア	講義			1		4年	
				寒冷地医療	講義			1		4年	

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択必修	選択	自由		
専門教育科目	専門科目	コミュニティケアに関するもの	公衆衛生看護学概論	講義	1				2年	2単位
			公衆衛生看護援助論Ⅰ	演習	1				3年	
			公衆衛生看護援助論Ⅱ	演習		1			3年	
			公衆衛生看護技術論	演習		1			4年	
			ヘルスプロモーション活動論	演習		1			4年	
			公衆衛生看護学臨地実習Ⅰ	実習		2			4年	
			公衆衛生看護学臨地実習Ⅱ	実習		3			4年	
		発展・統合に関するもの	看護管理学	演習	1				4年	12単位以上
			看護教育学	講義	1				3年	
			卒業研究	演習	4				4年	
			ヘルスケアマネジメント実習	実習	3				4年	
			公衆衛生看護管理論	講義		1			4年	
			看護情報学	講義			1		4年	
			災害看護学	講義		1			4年	
			国際看護学	講義			1		4年	
			国際保健学	講義		1			4年	
			医療経営学	講義			1		4年	
			医療安全管理論	講義			1		4年	
			現代専門職論	講義			1		4年	
			地域プロジェクトⅠ（基礎編）	演習				2	1･2年	
			地域プロジェクトⅡ（応用編）	演習				2	2･3･4年	
			地域プロジェクトⅢ（発展編）	演習				2	3･4年	
		学部連携	学部連携基礎論	講義	2				2年	4単位
			学部連携演習	演習	2				3年	

保健師国家試験受験資格取得希望者は、選択科目のうち「選択必修」欄に単位数が表示された科目を履修し単位を修得しなければならない。
自由科目は、卒業要件単位数に含まない。

附則別表13　看護学部看護学科

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択必修	選択	自由		
学際教育科目	導入科目		スタートアップ演習	演習	2				1年	2単位
	科学系科目	文化に対する理解	哲学と倫理	講義			2		1年	12単位以上
			宗教と思想	講義			2		1年	
			芸術文化論	講義			2		1年	
			表象文化論	講義			2		1年	
			ジェンダー論	講義			2		2年	
			文学の世界	講義			2		1年	
			生活と文化	講義			2		1年	
		人間と自然に対する理解	心のしくみ	講義			2		1年	
			体のしくみ	講義			2		1年	
			健康とスポーツ	講義		2			2年	
			自然科学A	講義			2		1年	
			自然科学B	講義			2		2年	
			自然科学C	講義			2		1年	
		社会に対する理解	現代社会論A	講義			2		1年	
			現代社会論B	講義			2		2年	
			現代社会論C	講義			2		1年	
			現代社会論D	講義			2		1年	
			現代社会論E	講義			2		1年	
			日本国憲法を学ぶ	講義			2		2年	
			札幌を学ぶ	講義			2		1年	
			統計の世界	講義			2		1年	
	技術・スキル系科目	言語	英語ⅠA	演習	1				1年	6単位
			英語ⅠB	演習	1				1年	
			英語ⅠC	演習	1				1年	
			英語ⅡA	演習	1				1年	
			英語ⅡB	演習	1				1年	
			英語ⅡC	演習	1				1年	
			実践英語A	演習			1		2年	2単位以上
			実践英語B	演習			1		2年	
			韓国語	演習			1		2年	
			中国語	演習			1		2年	
			ロシア語	演習			1		2年	
			その他言語Ⅰ	演習			1		1～4年	
			その他言語Ⅱ	演習			1		1～4年	
		情報技術	情報リテラシーⅠ	演習	1				1年	2単位
			情報リテラシーⅡ	演習	1				1年	
		コミュニケーション	日本語表現法	演習			1		1年	2単位以上
			手話	演習			1		1年	
			グループ・ダイナミックス	演習		1			2年	
			基礎カウンセリング	演習			1		1年	
			プレゼンテーション	演習			1		1年	
			ボランティア基礎演習	演習			1		2年	

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択必修	選択	自由		
専門教育科目	専門基礎科目	人間と命	形態機能学Ⅰ	演習	2				1年	5単位以上
			形態機能学Ⅱ	演習	2				1年	
			生命科学	講義			1		2年	
			生命倫理	講義			1		2年	
			環境保健	講義			1		2年	
			人間工学	講義			1		2年	
		健康と健康障害と予防	薬理学	講義	2				1年	12単位
			臨床薬理学	演習	1				2年	
			臨床栄養学	演習	1				2年	
			病理病態学	演習	2				1年	
			疾病治療学概論	演習	1				2年	
			疾病治療学A	演習	1				2年	
			疾病治療学B	演習	1				2年	
			疾病治療学C	演習	1				2年	
			感染予防論	講義	2				1年	
		保健と医療と福祉	公衆衛生学	演習	1				2年	9単位以上
			社会福祉学	講義	1				2年	
			家族社会学	講義		1			2年	
			チーム医療論	講義			1		2年	
			感染管理論	講義			1		2年	
			臨床心理学	講義			1		2年	
			地域保健学概論	講義	1				1年	
			保健医療福祉行政論Ⅰ	演習	1				3年	
			保健医療福祉行政論Ⅱ	演習		1			4年	
			保健統計	講義	2				3年	
			疫学Ⅰ	講義	1				3年	
			疫学Ⅱ	講義		1			4年	
			医療情報	演習	1				2年	

区分				授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分				必修	選択必修	選択	自由		
専門教育科目	専門科目	看護の基盤となるもの	ヒューマンケアの基本	看護学原論	講義	1				1年	7単位
				看護理論	講義	1				1年	
				援助的人間関係論	演習	1				2年	
				人間発達援助論	演習	1				1年	
				看護初期実習	実習	1				1年	
				看護倫理学	講義	1				2年	
				健康教育指導法	演習	1				3年	
			看護の基本的展開	看護過程論	演習	1				1年	10単位
				看護観察技術論	演習	1				1年	
				症状マネジメント論	演習	2				2年	
				基礎看護技術論	演習	2				1年	
				基礎看護学臨地実習Ⅰ	実習	1				1年	
				基礎看護学臨地実習Ⅱ	実習	2				2年	
				研究方法論	演習	1				3年	
		健康レベルに応じて生活を援助するもの	小児	小児看護学概論	講義	1				2年	5単位
				小児看護援助論	演習	1				3年	
				小児看護技術論	演習	1				3年	
				小児看護学臨地実習	実習	2				3年	
			母性	母性看護学概論	講義	1				2年	5単位
				母性看護援助論	演習	1				3年	
				母性看護技術論	演習	1				3年	
				母性看護学臨地実習	実習	2				3年	
			成人	成人看護学概論	講義	1				2年	8単位
				成人看護援助論	演習	1				2年	
				成人看護技術論	演習	1				3年	
				成人看護学臨地実習Ⅰ	実習	3				2年	
				成人看護学臨地実習Ⅱ	実習	2				3年	
			老年	老年看護学概論	講義	1				2年	6単位
				老年看護援助論	演習	1				2年	
				老年看護技術論	演習	1				3年	
				老年看護学臨地実習Ⅰ	実習	1				3年	
				老年看護学臨地実習Ⅱ	実習	2				3年	
			精神	精神看護学概論	講義	1				2年	5単位
				精神看護援助論	演習	1				2年	
				精神看護技術論	演習	1				3年	
				精神看護学臨地実習	実習	2				3年	
			在宅	在宅看護学概論	講義	1				2年	5単位
				在宅看護援助論	演習	1				2年	
				在宅看護技術論	演習	1				3年	
				在宅看護学臨地実習	実習	2				3年	
			健康問題への対応	リハビリテーション看護学	演習	1				3年	5単位以上
				がん看護学	演習	1				2年	
				認知症ケア	演習	1				3年	
				透析ケア	講義			1		3年	
				重症集中ケア	講義			1		3年	
				救急看護学	講義			1		3年	
				放射線医療管理論	講義			1		3年	
				ペリネイタルケア	講義		1			4年	
				バリアティブケア	講義			1		4年	
				寒冷地医療	講義		1			4年	

区分			授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数				配当年次	卒業要件
大区分	中区分	小区分			必修	選択必修	選択	自由		
専門教育科目	専門科目	コミュニティケアに関するもの	公衆衛生看護学概論	講義	1				2年	2単位
			公衆衛生看護援助論Ⅰ	演習	1				3年	
			公衆衛生看護援助論Ⅱ	演習		1			3年	
			公衆衛生看護技術論	演習		2			4年	
			ヘルスプロモーション活動論	演習		1			4年	
			公衆衛生看護学臨地実習Ⅰ	実習		2			4年	
			公衆衛生看護学臨地実習Ⅱ	実習		3			4年	
		発展・統合に関するもの	看護管理学	演習	1				4年	12単位以上
			看護教育学	講義	1				3年	
			卒業研究	演習	4				4年	
			ヘルスケアマネジメント実習	実習	3				4年	
			公衆衛生看護管理論	講義		2			4年	
			看護情報学	講義			1		4年	
			災害看護学	講義		1			4年	
			国際看護学	講義			1		4年	
			国際保健学	講義		1			4年	
			医療経営学	講義			1		4年	
			医療安全管理論	講義			1		4年	
			現代専門職論	講義			1		4年	
			地域プロジェクトⅠ（基礎編）	演習				2	1･2年	
			地域プロジェクトⅡ（応用編）	演習				2	2･3･4年	
			地域プロジェクトⅢ（発展編）	演習				2	3･4年	
		学部連携	学部連携基礎論	講義	2				2年	4単位
			学部連携演習	演習	2				3年	

保健師国家試験受験資格取得希望者は、選択科目のうち「選択必修」欄に単位数が表示された科目を履修し単位を修得しなければならない。
自由科目は、卒業要件単位数に含まない。

3. 札幌市立大学助産学専攻科規則

目次

第1章　総則（第1条―第3条）
第2章　運営組織（第4条・第5条）
第3章　修業年限及び在学期間（第6条・第7条）
第4章　入学（第8条―第14条）
第5章　授業科目、履修方法等（第15条）
第6章　修了（第16条）
第7章　授業料等（第17条）
第8章　補則（第18条・第19条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は、札幌市立大学学則（以下「学則」という。）第2条の2第2項の規定に基づき、札幌市立大学助産学専攻科（以下「専攻科」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　専攻科は、看護学を基盤に、助産に関する幅広く高度な知識と正確な技術を育み、地域社会における母子保健の向上に貢献できる、人間性豊かな助産師の育成を目的とする。

（学生定員）

第3条　専攻科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

入学定員	収容定員
10人	10人

第2章　運営組織

（専攻科長）

第4条　専攻科に専攻科長を置き、当該専攻科に関する事項を掌理する。

2　専攻科長の任期及び選考については別に定める。

（教授会）

第5条　専攻科の管理運営に関する重要事項は、札幌市立大学看護学部教授会（以下「教授会」という。）で審議する。

第3章　修業年限及び在学期間

（修業年限）

第6条　専攻科の修業年限は、1年とする。

（在学期間）

第7条　在学期間は、2年を超えることができない。

第4章　入学

（入学時期）

第8条　入学の時期は、学年の初めとする。

（入学資格）

第9条　専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、看護師資格を有する者又は看護師国家試験に合格した者とする。

⑴学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
⑵学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
⑶外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
⑷外国の学校が行う通信教育における授業

科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑹専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑺文部科学大臣の指定した者

（入学志願の手続）

第10条　専攻科への入学を志願するもの（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、別に定める入学願書その他本学が必要と認める書類を提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

（入学者の選考）

第11条　入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第12条　前項の選考に合格した者は、所定の期日までに、別に定める入学手続に関する書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2　学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対し、入学を許可するものとする。

（編入学等の制限）

第13条　専攻科への編入学及び転入学は認めない。

（休学期間）

第14条　休学することができる期間（以下「休学期間」という。）は、1年以内とする。ただし、必要があると認められるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。

2　休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3　休学期間は、修学年限及び在学期間に算入しない。

第5章　授業科目、履修方法等

（授業科目、単位数及び履修方法）

第15条　専攻科の授業科目の種類及びその単位数は別表のとおりとし、学生が修得すべき単位数は32とする。

2　各授業科目の履修方法等は、別に定める。

第6章　修了

（修了）

第16条　専攻科に1年以上在学し、第15条第1項に定める所定の単位を修得した者については、教授会に意見を求め、学長が修了を認定する。

2　学長は、修了を認定した者に対して、別様式の修了証書を授与する。

第7章　授業料等

（授業料等）

第17条　学長は、専攻科の授業料、入学料及び入学検定料の額、納付方法その他授業料、入学料及び入学検定料に関し必要な事項は、別に定める。

第8章　補則

（準用）

第18条　専攻科における学年、学期、休業日、再入学、単位の計算方法、単位の授与、成績の評価、復学、転学、退学、除籍、表彰、懲戒、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生については、学則の例による。

（雑則）

第19条　この規則に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（抜粋）

1　この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

区分	授業科目の名称	単位数 （全科目：必修）
基礎助産学	助産学総論	2
	周産期医学論	2
	乳幼児支援論	2
	妊娠期助産診断・技術学	1
	分娩期助産診断・技術学	3
	産褥期助産診断・技術学	1
実践助産学	助産学フィールド演習	1
	周産期ハイリスク援助論	2
	地域母子保健論	2
	助産管理論	1
	助産学実習Ⅰ	3
	助産学実習Ⅱ	3
	助産学実習Ⅲ	3
	助産学実習Ⅳ	2
	助産学実習Ⅴ	1
統合助産学	助産学演習	1
	助産学課題研究	2
合　　計		32

4. 札幌市立大学大学院学則

目次

第1章　総則（第1条―第4条）
第2章　運営組織（第5条―第10条）
第3章　学年、学期及び休業日（第11条―第13条）
第4章　標準修業年限及び在学年限（第14条・第15条）
第5章　入学（第16条―第24条）
第6章　授業科目、履修方法等（第25条―第33条）
第7章　休学、復学、転学、転研究科、留学、退学及び除籍（第34条―第41条）
第8章　課程の修了及び学位（第42条・第43条）
第9章　賞罰（第44条・第45条）
第10章　研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生（第46条―第52条）
第11章　授業料等（第53条）
第12章　補則（第54条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　札幌市立大学（以下「本学」という。）大学院は、人間重視の考え方を基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、知と創造の拠点として札幌市におけるまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすことを目的とする。

（評価）

第2条　本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら又は外部の点検及び評価（以下「自己点検評価及び外部評価」という。）を行うものとする。

2　自己点検評価及び外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

（課程）

第3条　本学大学院の課程は、博士課程とする。

2　博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

（研究科、専攻及び定員）

第4条　本学大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

デザイン研究科　デザイン専攻
看護学研究科　看護学専攻

2　各研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

⑴デザイン研究科博士前期課程　地域社会全体に内在する様々な課題に対してデザインによる解決策を教育研究することにより、高度で専門的なデザイン能力を持った職業人の育成を目指し、産業、芸術・文化等の振興、地域再生・活性化などの貢献を果たす。

⑵デザイン研究科博士後期課程　自立した研究者として独創的な視点から社会課題を発見するとともに、深く研究に取り組み、デザイン分野における学術理論及び技能の高度化の追究を通じて、社会への貢献を果たす。

⑶看護学研究科博士前期課程　保健・医療・福祉分野における様々な課題に主体的に取り組む高度な看護実践能力を有する看護職及び総合的な調整能力を有する看護管理者の育成を目指し、市民の健康

の保持増進への貢献を果たす。

⑷看護学研究科博士後期課程　自立した研究者として、様々な看護現象に対して深く研究に取り組み、看護の枠組みの再構築やシステム開発、技術開発などを行い、看護分野における学術理論及び技能の高度化の追究を通じて、社会への貢献を果たす。

3　本学大学院の定員は、次のとおりとする。

研究科	専　攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
デザイン研究科	デザイン専攻	18人	36人	3人	9人
看護学研究科	看護学専攻	18人	36人	3人	9人
計		36人	72人	6人	18人

第2章　運営組織

（職員）

第5条　本学大学院の職員は、本学の職員をもって充てる。

（研究科長）

第6条　研究科に研究科長を置き、当該研究科に関する事項を掌理する。

2　研究科長の任期及び選考については、別に定める。

（専攻長）

第7条　学長は、研究科の教育研究、運営の観点から設置が必要と認める場合は、当該研究科の専攻に専攻長を置くことができる。

2　専攻長は、研究科長を補佐し、専攻に関する校務をつかさどる。

（研究科教授会）

第8条　研究科に、それぞれの研究科の重要事項を審議するために研究科教授会を置く。

2　研究科教授会は、研究科長及び研究科において特別研究・課題研究を担当する教授をもって構成する。ただし、必要に応じて、その他の教授、准教授等の職員を加えることができる。

3　研究科教授会は、法令で定めるその権限に属する事務を処理するほか、当該研究科教授会を置く研究科の教育研究等に関する重要事項を審議する。

4　前3項に定めるもののほか、研究科教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科代議員会）

第9条　研究科教授会は、当該研究科教授会を組織する職員のうちの一部の者をもって組織する研究科代議員会を置くことができる。

2　研究科教授会は、当該研究科教授会の定めるところにより、研究科代議員会の議決をもって、当該研究科教授会の議決とすることができる。

3　前2項に定めるもののほか、研究科代議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会等）

第10条　本学大学院に、本学の職員で組織する委員会その他必要な会議を置くことができる。

2　前項の委員会その他必要な会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章　学年、学期及び休業日

（学年）

第11条　本学大学院の学年は、4月1日に始ま

り、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第12条　前条の学年は、次の各号に掲げる2つの学期に分けるものとし、その期間は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

⑴前期　4月1日から9月30日まで

⑵後期　10月1日から翌年3月31日まで

2　前項の規定にかかわらず、後期に属する授業科目の開始日は別に定めることができる。

（休業日）

第13条　本学大学院における授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、学長が、特に必要があると認める場合は、これを変更し、臨時に休業日を設け、又は休業日において授業を行うことができる。

⑴日曜日

⑵国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑶開学記念日

⑷春季休業日

⑸夏季休業日

⑹冬季休業日

第4章　標準修業年限及び在学年限

（標準修業年限）

第14条　本学大学院博士前期課程の標準修業年限は2年とする。

2　本学大学院博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

（在学年限）

第15条　在学期間は、博士前期課程にあっては4年を、博士後期課程にあっては6年を、それぞれ超えることができない。ただし、第21条及び第22条の規定により入学した者、第38条の規定により転研究科した者又は第39条の規定により留学した者は、それぞれ第24条、第38条第2項又は第39条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。また、第23条の規定により入学した者については別に定める。

第5章　入学

（入学の時期）

第16条　入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学長が教育上支障がないと認めるときは、後期の初めとすることができる。

（入学の資格）

第17条　本学大学院博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

⑵学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

⑶外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

⑷外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑹専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学

大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
⑺文部科学大臣の指定した者
⑻大学に3年以上在学した者であって、本学が定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
⑼外国において、学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学が定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
⑽外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学が定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
⑾我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学が定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
⑿学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
⒀本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2　本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
⑵外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
⑶外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
⑷我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
⑸学校教育法施行規則第156条第5号の規定により、文部科学大臣の指定した者
⑹本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
⑺学校教育法施行規則第156条第4号に定める国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

（入学志願の手続）
第18条　本学大学院への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、別に定める入学願書その他本学大学院が必要と認める書類を提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

（入学者の選考）
第19条　入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）
第20条　前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、別に定める入学手続に関する書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2　学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対し、入学を許可するものとする。

（編入学）

第21条　学長は、大学院（外国の大学院を含む。次条において同じ。）を修了し、又は退学した者で本学大学院に編入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科教授会に意見を求め、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（転入学）

第22条　学長は、他の大学院に在籍している者で本学大学院に転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科教授会に意見を求め、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第23条　学長は、本学大学院を退学した者で再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科教授会に意見を求め、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（編入学等の場合の取扱い）

第24条　前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数その他編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、研究科教授会に意見を求めた上、学長が決定する。

第6章　授業科目、履修方法等

（授業及び研究指導）

第25条　本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目）

第26条　本学大学院の授業科目の種類及びその単位数、並びに学生が取得すべき単位数は別表1から別表4のとおりとする。

2　本学大学院の授業科目の単位数は、次に掲げる科目別に区分して定めるものとする。

⑴履修により修得した単位数を修了の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目（以下「修了単位認定科目」という。）でその履修を義務付けられているもの（別表1から別表4において「必修科目」という。）

⑵修了単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの（別表1から別表4において「選択科目」という。）

⑶修了単位認定科目以外のもの（別表1から別表4において「自由科目」という。）

3　各授業科目の配当年次、履修方法等は、別に定める。

（授業の方法等）

第26条の2　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（単位の計算方法、単位の授与及び成績の評価）

第27条　本学大学院の単位の計算方法、単位の授与及び成績の評価については、札幌市立大学学則（平成18年学則第1号）第33条から第35条の規定を準用する。

（他の研究科又は学部の授業科目の履修）

第28条　学長は、教育研究上有益と認めるときは、教授会又は研究科教授会に意見を求め、学生に他の研究科又は学部の授業科目を

履修させることができる。
2　前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、別に定める。

（他の大学院における授業科目の履修等）
第29条　学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、研究科教授会に意見を求め、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。
2　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、15単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）
第30条　学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院、研究所その他別に定める機関（以下「他の大学院等」という。）と本学大学院との協議に基づき、研究科教授会に意見を求め、学生に他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。この場合において、当該研究指導を受けさせる期間は、博士前期課程及び博士後期課程それぞれの課程において1年を超えないものとする。
2　前項の規定により受けた研究指導は、本学大学院で受けた研究指導とみなす。

（入学前の既修得単位等の認定）
第31条　学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条により準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、別に定めるところにより、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2　前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、また、第29条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（教育方法の特例）
第32条　大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（長期にわたる教育課程の履修）
第33条　学長は、学生が職業を有している等の事情により、第14条の規定にかかわらず標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科教授会に意見を求め、その計画的な履修を認めることができる。
2　前項に関して必要な事項は、別に定める。

第7章　休学、復学、転学、転研究科、留学、退学及び除籍

（休学）
第34条　学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない学生が休学を申し出たときは、研究科教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。
2　学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し、研究科教授会に

意見を求めた上、休学を命ずることができる。

（休学期間）

第35条　休学することができる期間（以下「休学期間」という。）は、1年以内とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。

2　休学期間は、博士前期課程においては通算して2年を、博士後期課程においては通算して3年を、それぞれ超えることができない。

3　休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第36条　学長は、第34条の規定により休学した学生の休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、研究科教授会に意見を求めた上、復学を許可することができる。

（転学）

第37条　学長は、他の大学院への入学又は転入学を志願する学生があるときは、研究科教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

（転研究科）

第38条　学長は、他の研究科への転研究科を志願する学生があるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科教授会に意見を求め、選考の上、これを許可することができる。

2　前項の規定により許可を得て転研究科した学生の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに本学大学院に在学すべき年数については、研究科教授会に意見を求めた上、学長が決定する。

（留学）

第39条　学長は、外国の大学院への留学を志願する学生があるときは、研究科教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

2　前項の規定により許可を得て留学した学生の本学大学院に在学すべき年数については、研究科教授会に意見を求めた上、学長が決定する。

（退学）

第40条　学長は、退学しようとする学生があるときは、研究科教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

（除籍）

第41条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、研究科教授会に意見を求めた上、除籍することができる。

⑴授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

⑵在学年限を超えて在学する者

⑶休学期間を超えてなお復学しない者

⑷死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第8章　課程の修了及び学位

（博士前期課程の修了）

第42条　学長は、本学大学院博士前期課程に2年（第21条から第23条までの規定により入学した者、第38条第1項の規定により転研究科した者又は第39条第1項の規定により留学した者にあっては、それぞれ第24条、第38条第2項又は第39条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院が行う修士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会に意見を求め、当該課程の修了を認定する。ただし、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学す

れば足りるものとする。
2　前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
3　修士論文の審査及び試験については、別に定める。
4　学長は、第1項の規定により当該課程の修了を認定した者に対し、修士の学位及び修了証書を授与する。

（博士後期課程の修了）
第42条の2　学長は、本学大学院博士後期課程に3年（第21条から第23条までの規定により入学した者、第38条第1項の規定により転研究科した者又は第39条第1項の規定により留学した者にあっては、それぞれ第24条、第38条第2項又は第39条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別表4に定める単位数以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院が行う博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会に意見を求め、当該課程の修了を認定する。ただし、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
2　博士論文の審査及び試験については、別に定める。
3　学長は、第1項の規定により当該課程の修了を認定した者に対し、博士の学位及び修了証書を授与する。

（学位）
第43条　学長は、課程の修了を認定した者に対し、研究科の課程の区分に応じ、それぞれ以下の学位を授与する。

研究科名	専攻名	研究科の課程の区分	
		博士 前期課程	博士 後期課程
デザイン 研究科	デザイン 専攻	修士 （デザイン学）	博士 （デザイン学）
看護学 研究科	看護学 専攻	修士 （看護学）	博士 （看護学）

2　学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章　賞罰

（表彰）
第44条　学長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

（懲戒）
第45条　学長は、学生がこの学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、当該学生を懲戒することができる。
2　懲戒の種類は、訓告、停学及び退学の処分とする。
3　退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行うものとする。
⑴性行不良で改善の見込みがないと認められる者
⑵学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
⑶正当な理由がなく出席が常でない者
⑷本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為をした者
4　懲戒の手続は、別に定める。

第10章　研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生

（研究生）

第46条　学長は、本学大学院において特定の専門分野について研究することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科教授会に意見を求めた上、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第47条　学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科教授会に意見を求めた上、選考の上、大学院設置基準第15条により準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として入学を許可することができる。

2　学長は、前項の規定により入学を許可された者で本学大学院において特定の授業科目を履修したものに対して、単位を与えることができる。

3　前項の規定による単位の授与の決定及び成績の評価の方法については、第27条の規定を準用する。

（聴講生）

第48条　学長は、本学大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科教授会に意見を求め、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

（特別聴講学生）

第49条　学長は、他の大学院等の学生で、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院等との協議に基づき、研究科教授会に意見を求め、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2　学長は、前項の規定により入学を許可された者で本学大学院において特定の授業科目を履修したものに対して、単位を与えることができる。

3　前項の規定による単位の授与の決定及び成績の評価の方法については、第27条の規定を準用する。

（研修生）

第50条　学長は、大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学大学院に派遣の申出があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科教授会に意見を求め、選考の上、研修生として受け入れることができる。

（外国人留学生）

第51条　学長は、外国人で、大学院において教育を受ける目的で入国し、本学大学院に入学することを志願する者があるときは、研究科教授会に意見を求め、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

（その他）

第52条　第46条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章　授業料等

（授業料等）

第53条　本学大学院の授業料、入学料及び入学検定料の額、納付方法その他授業料、入学料及び入学検定料に関し必要な事項は、別に定める。

第12章　補則

（委任）

第54条　この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則　（抜粋）

1　この学則は、令和３年４月１日から施行する。

2～6（省略）

別表1（省略）※札幌市立大学大学院デザイン研究科履修等に関する規則の別表１（140ページ）又は札幌市立大学大学院看護学研究科履修等に関する規則の別表１（146～148ページ）を参照してください。

7　令和４年度以前にデザイン研究科デザイン専攻博士後期課程又は看護学研究科看護学専攻博士後期課程に入学した学生に係る修了については第42条の２第１項ただし書きを適用しない。

別表2

デザイン研究科デザイン専攻（博士前期課程）

区　分		必修科目	選択科目	自由科目	合計
研究科連携科目		－	4	－	4
専門教育科目		12	14	－	26
	基本科目	2	2	－	4
	展開科目	2	10	－	12
	実践科目	2	2	－	4
	修了研究	6	－	－	6
合　計		12	18	－	30

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）

区　分		必修科目	選択科目		自由科目	合計	
研究科連携科目		－	4		－	4	
専門教育科目		4	20		－	24	
	専門基礎科目	4	4		－	8	
	専門科目	－	16	2	－	16	2
	選択する領域・分野から	－	8		－	8	
	研究	－	8		－	8	
合計		4	26		－	30	

（専門看護師の認定を希望する場合）

区　分		必修科目	選択科目		自由科目	合計	
研究科連携科目		－	4		－	4	
専門教育科目		4	36		－	40	
	専門基礎科目	4	10		－	14	
	専門科目	－	26	2	－	26	2
	選択する領域・分野から	－	22		－	22	
	研究	－	4		－	4	
合計		4	42		－	46	

（注）平成29年度以前の入学生は、上記と異なります。

別表3（省略）※札幌市立大学大学院デザイン研究科履修等に関する規則の別表２（141ページ）を参照して下さい。

別表4

デザイン研究科デザイン専攻（博士後期課程）

区　分	必修科目	選択科目	自由科目	合計
基本科目	2	2	－	4
展開科目	2	2	－	4
研究指導科目	8	－	－	8
合　計	12	4	－	16

看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）

区　分	必修科目	選択科目	自由科目	合計
博士後期連携科目	2	－	－	2
博士後期専門科目	2	2	－	4
博士後期研究指導科目	8	－	－	8
合　計	12	2	－	14

5. 札幌市立大学大学院デザイン研究科履修等に関する規則

（趣旨）

第1条　札幌市立大学大学院デザイン研究科（以下「研究科」という。）における学生の履修については、札幌市立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第25条から第27条までの規定に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（教育方法）

第2条　研究科博士前期課程の教育は、授業科目の履修及び修士論文又は特定の課題についての研究（以下「特定課題研究」という。）に対する指導によって行うものとする。

2　研究科博士後期課程の教育は、授業科目の履修及び博士論文に対する指導によって行うものとする。

（研究指導）

第3条　研究指導の内容は、学生1名ごとに定められるものとする。

（指導教員等）

第4条　研究科の教員は、授業科目の履修指導及び特別研究に関する指導（以下「研究指導」という。）を行い得る教員（以下「指導教員」という。）及び研究指導の補助を行い得る教員（以下「指導補助教員」という。）から構成される。

2　学生1名につき1名の指導教員（以下「主指導教員」という。）を定める。

3　主指導教員が教育上又は研究指導上必要があると認めた場合は、主指導教員のほかに副指導教員を定めることができる。副指導教員には、当該学生の主指導教員以外の指導教員又は指導補助教員を充てる。

4　学生の主指導教員及び副指導教員は、研究科教授会に意見を求め、決定する。特別の事情が認められる場合には、研究科教授会に意見を求め、主指導教員及び副指導教員を変更することができる。

（授業科目の履修等）

第5条　大学院学則第26条に規定する研究科授業科目の配当年次及び履修方法は、別表1及び別表2のとおりとする。

2　建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士免許登録に必要な実務経験1年に該当する科目を別表1に定める。

（修士論文及び特定課題研究）

第6条　大学院学則第42条に規定する修士論文及び特定課題研究の内容等については別表3に定める。

（履修の登録）

第7条　学生は、主指導教員の指導に基づく履修計画にそって、各学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に履修の届出を行うことにより、履修登録をしなければならない。

2　学生は、履修登録をした授業科目を変更し、又は取り消す場合には、指定された期日までに所定の手続を行わなければならない。

（履修することのできる授業科目等）

第8条　学生は当該学生が属する研究科において、その学年又は学期に開設された授業科目でなければ履修することができない。

2　前項の規定にかかわらず、学生は、自らの学年よりも下の年次の学生に対して開設される授業科目を履修することができる。

3　次に掲げる授業科目は、履修することができない。

⑴履修登録をしていない科目

⑵既に単位を修得した授業科目
⑶他の授業科目と授業時間が重複する科目

（他の研究科又は学部の授業科目の履修）

第9条　大学院学則第28条の規定により、学生が他の研究科又は学部の授業科目を履修することによって修得した単位は、当該学生が研究科を修了するために修得すべき単位数には含めないものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第10条　学生が、大学院学則第29条及び第31条の規定により修得した単位の認定については、本学「他の大学等における修得単位等の認定に関する規則」を準用する。

（博士前期課程における専門分野）

第11条　研究科デザイン専攻博士前期課程に、次に掲げる専門分野を設ける。
⑴人間空間デザイン分野
⑵人間情報デザイン分野

（博士後期課程における専門分野）

第11条の2　研究科デザイン専攻博士後期課程に、次に掲げる専門分野を設ける。
⑴人間空間デザイン分野
⑵人間情報デザイン分野

（単位の計算方法）

第12条　大学院学則第27条に規定する単位の計算は、1単位当たりの授業時間を次のとおりとして行うものとする。

授業科目の区分	1単位当たりの授業時間	
研究科連携科目 博士後期課程科目	講義 演習	15時間 15時間
専門教育科目	講義 演習 講義＋演習 実習	15時間 15時間 15時間 45時間

（試験）

第13条　大学院学則第27条に規定する試験（以下「試験」という。）は、学期末に各授業科目の担当教員の責任のもとに行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、各授業科目の担当教員は、学期末以外の時期に試験を行うことができる。

3　科目の性質上試験を実施しない場合には、制作課題、実験・実習報告、レポート等をもって試験に代えることができる。

（成績の評価）

第14条　大学院学則第27条に規定する成績の評価（以下「成績の評価」という。）は、試験の成績、授業への出席状況等を総合的に評価することにより行うものとする。

2　成績の評価の方法は、学生に対して配布する授業の計画に記載された方法によるものとする。ただし、当該方法によることができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3　大学院学則第27条の5種類の評語ごとの評点は、次のとおりとする。

評　語	評　点
S	90点～100点
A	80点～89点
B	70点～79点
C	60点～69点
F	0点～59点

（再履修）

第15条　学生は、履修登録をしたものの単位を修得できなかった授業科目について、翌年度以降において当該授業科目の単位を修得しようとする場合は、あらためて第7条第1項の手続を行わなければならない。

（試験時等の不正行為）

第16条　試験等において不正な行為をした学生に対しては、当該試験等が行われた学期に履修したすべての科目（通年で開講する科目を含む。）の成績の評価をFとするとともに、大学院学則第45条の規定に基づく懲戒の対象とする。

（学位論文等の提出）

第17条　学生は、主指導教員の承認を得て、博士前期課程においては修士論文、修了制作及び修了制作報告書又は特定課題研究報告書（以下「修士論文等」という。）のいずれかを、博士後期課程においては博士論文を提出しなければならない。

2　修士論文等又は博士論文（以下「学位論文等」という。）の提出に関し必要な事項は別に定める。

（学位論文等の審査）

第18条　学位論文等の審査は、研究科教授会において選出された委員で組織された審査委員会が行う。

2　前項の審査委員会の委員の構成は、次のとおりとする。

⑴主査　1名

⑵副査　博士前期課程　2名
　　博士後期課程　3名

なお、主査は当該学生の主指導教員以外の指導教員から、副査は主指導教員を含む指導教員及び副指導教員等から選出する。ただし、博士後期課程にあっては、副査の内1名は、必要に応じて学外者とすることができる。

3　学位審査を受ける学生の3親等内の親族は、審査委員会の委員となることができない。なお、上記に該当する教員はデザイン研究科長へ報告するものとする。

4　審査委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

（学位論文等の最終試験）

第19条　学位論文等の最終試験は、当該課程の修了に必要な単位を修得した者、又は修得見込みの者で、修士論文等を提出した者について、審査委員会が学位論文等の内容及び専門領域に関する口頭試問により行う。

（委任）

第20条　この規則に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

（省略）

附　則

1　この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2　平成23年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の第14条第3項の規定にかかわらず、次の4種類の評語ごとの評点のとおりとする。

評　語	評　点
A	80点～100点
B	70点～79点
C	60点～69点
D	0点～59点

3　平成23年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の第16条に規定する成績の評価について、FをDと読み替えるものとする。

4　平成24年度から平成29年度に入学した学生については、この規則による改正後の第

14条第3項の規程にかかわらず、次の5種類の評語ごとの評点のとおりとする。

評　語	評　点
A	90点～100点
B	80点～89点
C	70点～79点
D	60点～69点
F	0点～59点

5　平成26年度以前にデザイン研究科デザイン専攻博士前期課程に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

6　平成27年度にデザイン研究科デザイン専攻博士前期課程に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表2のとおりとする。

7　平成28年度にデザイン研究科デザイン専攻博士前期課程に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表3のとおりとする。

8　平成29年度にデザイン研究科デザイン専攻博士前期課程に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表4のとおりとする。

附　則

1　この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2　平成30年度以前にデザイン研究科デザイン専攻博士前期課程に入学した学生については、この規程による改正後の第11条に規定する分野にかかわらず、次に掲げる専門分野を設ける。

⑴空間デザイン分野
⑵製品デザイン分野
⑶コンテンツ・メディアデザイン分野

別表1　博士前期課程

区分		授業科目名	授業形態	区分及び単位数 必修	選択	自由	配当年次	修了要件
研究科連携科目		国際関係特論	講義		2		1・2	4単位以上
		少子高齢社会特論	講義		2		1・2	
		健康福祉政策特論	講義		2		1・2	
		地域経済政策特論	講義		2		1・2	
		ヒューマニティ特論	講義		2		1・2	
		コミュニケーション特論	講義		2		1・2	
		連携プロジェクト演習	演習		2		1	
専門教育科目	基本科目	デザイン特論	講義	2			1	4単位以上（必修2単位を含む）
		デザイン研究法	講義		2		1	
		デザインマネジメント特論	講義		2		1	
	展開科目	建築計画特論　※	講義		2		1・2	12単位以上（必修2単位を含む）
		建築環境学特論　※	講義		2		1・2	
		建築構造デザイン特論　※	講義		2		1・2	
		日本建築史特論	講義		2		1・2	
		景観デザイン特論	講義		2		1・2	
		地域環境評価特論	講義		2		1・2	
		環境共生デザイン特論　※	講義		2		1・2	
		環境マネジメント特論	講義		2		1・2	
		製品造形特論	講義		2		1・2	
		製品評価特論	講義		2		1・2	
		メカトロニクス特論	講義		2		1・2	
		インタフェースデザイン特論	講義		2		1・2	
		製品デザイン特論	講義		2		1・2	
		感性価値特論	講義		2		1・2	
		認知・感性科学特論	講義		2		1・2	
		インタラクションデザイン特論	講義		2		1・2	
		形状情報処理特論	講義		2		1・2	
		映像デザイン特論	講義		2		1・2	
		ビジュアルデザイン特論	講義		2		1・2	
		コンピュテショナル・アート特論	講義		2		1・2	
		現代芸術特論	講義		2		1・2	
		メディアプロデュース特論	講義		2		1・2	
		地域ブランド構築特論	講義		2		1・2	
		デザイン特別演習　※	演習	2			1	
	実践科目	地域プロジェクト演習　※	演習	2			2	4単位以上（必修2単位を含む）
		地域創成デザイン特別セミナーA	演習		2		1・2	
		地域創成デザイン特別セミナーB	演習		2		1・2	
		インターンシップⅠ　※	実習		2		1・2	
		インターンシップⅡ　※	実習			4	1・2	
	修了研究	特別研究	演習	6			1～2	6単位

※は、一級建築士免許登録に係る実務経験1年に相当する科目

別表2　博士後期課程

区　分	授業科目の名称	授業形態	区分及び単位数			配当年次	修了要件
			必修	選択	自由		
基本科目	横断型連携特別演習	演習	2			1	4単位以上（必修2単位を含む）
	人間空間デザイン研究法	講義		2		1	
	人間情報デザイン研究法	講義		2		1	
展開科目	人間空間デザイン特講	講義		2		1	4単位以上（必修2単位を含む）
	人間情報デザイン特講	講義		2		1	
	博士デザイン特別演習	演習	2			2	
研究指導科目	博士特別研究Ⅰ	演習	2			1	8単位
	博士特別研究Ⅱ	演習	2			2	
	博士特別研究Ⅲ	演習	4			3	

別表3

	修士論文	特定課題研究	
		デザイン制作研究	ビジネスプラン等の特定課題の研究
内容	研究課題を設定し、計画に沿って研究を行い、修士論文にまとめる。	都市や建築、工業製品、映像などの具体的なデザイン制作を行う。	社会人学生が勤務する企業・組織等で抱える課題等をテーマとして各種ビジネスプランの作成等に取り組む。基本的には社会人学生を対象とし、社会人経験のない学部卒業学生が選択する場合には、研究計画立案時に学内審査を実施する。
成果	修士論文	修了制作（設計図、模型、実物、映像メディア等）及び修了制作報告書（制作テーマ、調査研究手段、制作スケジュール、考察等）	特定課題研究報告書

附則別表1　博士前期課程（省略）
附則別表2　博士前期課程（省略）
附則別表3　博士前期課程（省略）
附則別表4　博士前期課程（省略）

6. 札幌市立大学大学院看護学研究科履修等に関する規則

（趣旨）

第1条　札幌市立大学大学院看護学研究科（以下「研究科」という。）における学生の履修については、札幌市立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第25条から第27条までの規定に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（教育方法）

第2条　研究科博士前期課程の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成又は特定の課題についての研究に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2　研究科博士後期課程の教育は、授業科目の授業及び博士論文の作成についての研究指導によって行うものとする。

（研究指導）

第3条　研究指導の内容は、学生1名ごとに定めるものとする。

（指導教員等）

第4条　研究指導を行うため、研究科教授会に意見を求め、学生1名につき1名の指導教員を定めるものとする。ただし、必要に応じて複数の教員の協力により指導を行うことができる。

2　前項ただし書により複数の教員により指導を行う場合、1名を主指導教員とし研究指導科目を担当する教員があたり、他の教員等を副指導教員とし研究指導科目又はその他の専門教育科目を担当する教員があたるものとする。

（授業科目の履修等）

第5条　大学院学則第26条に規定する授業科目の配当年次及び履修方法は、別表1及び別表2のとおりとする。

（修士論文及び特定の課題についての研究の成果）

第6条　大学院学則第42条に規定する修士論文及び特定の課題についての研究の成果の内容等については別表3のとおりとする。

（履修の登録）

第7条　学生は、指導教員の指導に基づく履修計画にそって、各学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に履修の届出を行うことにより、履修登録をしなければならない。

2　学生は、履修登録をした授業科目を変更し、又は取り消す場合には、指定された期日までに所定の手続を行わなければならない。

（履修することのできる授業科目等）

第8条　学生は、その学年又は学期に開設された授業科目でなければ履修することができない。

2　前項の規定にかかわらず、学生は、自らの学年よりも下の年次の学生に対して開設される授業科目を履修することができる。

3　次に掲げる授業科目は、履修することができない。

⑴履修登録をしていない授業科目

⑵既に単位を修得した授業科目

⑶他の授業科目と授業時間が重複する授業科目

（他の研究科又は学部の授業科目の履修）

第9条　大学院学則第28条の規定により、学生が他の研究科又は学部の授業科目を履修することによって修得した単位は、当該学生が研究科を修了するために修得すべき単位数に

含めないものとする。

（他の大学院等における授業科目の履修等）

第10条　学生が、大学院学則第29条及び第31条の規定により修得した単位の認定については、本学「他の大学等における修得単位等の認定に関する規則」を準用する。

（博士前期課程の分野等）

第11条　研究科看護学専攻博士前期課程に、次に掲げる分野及び領域を設ける。

分　野	領　域
実践看護学分野	地域生活看護学領域
	母子看護学領域
	成人看護学領域
	精神看護学領域
	看護技術学領域
看護マネジメント学分野	看護教育・管理学領域

2　実践看護学分野の地域生活看護学領域、母子看護学領域、成人看護学領域及び精神看護学領域にそれぞれ在宅看護、小児看護、急性・重症患者看護及びがん看護並びに精神看護専攻の各専門看護師教育課程に対応するコースを設ける。

3　学生は、入学当初に、いずれかの領域に分かれるものとする。ただし、研究科長が特に必要があると認めた学生は、当該時期後にいずれかの領域に分かれるものとする。

4　学生は、いずれかの領域を選択し、当該選択をした領域を、あらかじめ研究科長に届け出なければならない。

5　学生は、前項の規定により選択した領域を変更しようとするときは、所定の手続により、研究科長に対し領域の変更を申請しなければならない。

（博士後期課程の分野）

第11条の2　研究科看護学専攻博士後期課程に、看護学分野を設ける。

（専門看護師認定審査の受験資格の取得）

第12条　公益社団法人日本看護協会専門看護師規程に規定する専門看護師認定審査の受験資格を得ようとする者は、博士前期課程において実践看護学分野を選択して別に定める指定科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

（単位の計算方法）

第13条　大学院学則第27条に規定する単位の計算は、1単位当たりの授業時間を次のとおりとして行うものとする。

授業科目の区分	1単位当たりの授業時間
研究科連携科目 博士後期連携科目	講義　15時間 演習　15時間
専門教育科目 博士後期専門科目 博士後期研究指導科目	講義　15時間 演習　30時間 実習　45時間

（成績の評価）

第14条　大学院学則第27条に規定する成績の評価（以下「成績の評価」という。）は、学期末の試験の成績、レポートの提出、実習報告、授業への出席状況等を総合的に評価することにより行うものとする。

2　成績の評価の方法は、学生に対して配布する授業の計画に記載された方法によるものとする。ただし、当該方法によることができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3　大学院学則第27条の5種類の評語ごとの評点は、次のとおりとする。

評　語	評　点
S	90点～100点
A	80点～89点
B	70点～79点
C	60点～69点
F	0点～59点

（再履修）

第15条　学生は、履修登録をしたものの単位を修得できなかった授業科目について、翌学期以降において当該授業科目の単位を修得しようとする場合は、あらためて第7条第1項の手続を行わなければならない。

（試験時等の不正行為）

第16条　試験等において不正な行為をした学生に対しては、当該試験等が行われた学期のすべての履修登録した科目（通年で開講する科目を含む。）の成績の評価をFとするとともに、大学院学則第45条の規定に基づく懲戒の対象とする。

（学位論文等の提出）

第17条　学生は、指導教員の承認を得て、博士前期課程においては修士論文又は課題研究論文を、博士後期課程においては博士論文を、それぞれ提出しなければならない。

2　修士論文、課題研究論文又は博士論文（以下「学位論文等」という。）の提出に関し必要な事項は別に定める。

（学位論文等の審査）

第18条　学位論文等の審査は、研究科教授会において選出された委員で組織された論文審査会が行う。

2　前項の論文審査会の委員の構成は、次のとおりとする。

⑴主査　1名

⑵副査　博士前期課程にあっては2名、博士後期課程にあっては2名以上

3　前項の主査は当該学生の指導教員以外の指導教員から選出し、副査は当該学生の指導教員を含む指導教員から選出する。ただし、博士後期課程にあっては、必要に応じ副査に学外者を含むことができる。

4　学位審査を受ける学生の３親等内の親族は論文審査会の委員となることができない。なお、上記に該当する教員は研究科長へ報告するものとする。

5　論文審査会の運営に関し必要な事項は別に定める。

（学位論文等の最終試験）

第19条　学位論文等の最終試験は、当該課程の修了に必要な単位を修得した者、又は修得見込みの者で、学位論文等を提出した者について、論文審査会が学位論文等の内容及び専門領域に関する口頭試問により行う。

（委任）

第20条　この規則に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2　平成23年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の第14条第3項の規定にかかわらず、次の4種類の評語ごとの評点のとおりとする。

評　語	評　点
A	80点～100点
B	70点～79点
C	60点～69点
D	0点～59点

3　平成23年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の第16条に規定する成績の評価について、FをDと読み替えるものとする。

附　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2　平成29年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の第14条第3項の規定にかかわらず、次の5種類の評語ごとの評点のとおりとする。

評語	評点
A	90点～ 100点
B	80点～ 89点
C	70点～ 79点
D	60点～ 69点
F	0点～ 59点

3　平成29年度以前に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この規則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

別表1　博士前期課程

区分				授業科目名	授業形態	区分及び単位数 必修	選択	自由	配当年次	修了要件	
研究科連携科目				国際関係特論	講義		2		1・2年	4単位以上	研究科連携科目及び専門教育科目から2単位以上
				少子高齢社会特論	講義		2		1・2年		
				健康福祉政策特論	講義		2		1・2年		
				地域経済政策特論	講義		2		1・2年		
				ヒューマニティ特論	講義		2		1・2年		
				コミュニケーション特論	講義		2		1・2年		
				連携プロジェクト演習	演習		2		1年		
専門教育科目	専門基礎科目			看護理論特論	講義	2			1年	8単位以上（専門看護師認定希望者は14単位以上）	
				看護研究法特論	講義	2			1年		
				看護倫理学特論	講義		2		1年		
				看護管理学特論	講義		2		1年		
				臨床哲学特論	講義		2		1年		
				看護コンサルテーション特論	講義		2		1年		
				看護専門職教育特論	講義		2		1年		
				継続教育特論	講義		2		1年		
				寒冷地生活支援看護学特論	講義		2		1年		
				家族看護学特論	講義		2		1年		
				フィジカルアセスメント論	講義		2		1年		
				病態生理学特論	講義		2		1年		
				臨床薬理学特論	講義		2		1年		
	専門科目	実践看護学分野	地域生活看護学領域	地域生活看護学特論	講義		2		1年	選択する領域から8単位以上（在宅看護・小児看護・急性・重症患者看護・がん看護、精神看護の専門看護師認定希望者は実習10単位を含めて22単位以上）	
				老年看護学特論	講義		2		1・2年		
				在宅看護学特論A	講義		1		1年		
				在宅看護学特論B	講義		1		1年		
				在宅看護学特論C	講義		2		1年		
				在宅看護学特論D	講義		2		2年		
				在宅看護学特論E	講義		2		2年		
				地域看護学特論	講義		2		1・2年		
				地域生活看護学演習	演習		2		1年		
				老年看護学演習	演習		2		1・2年		
				在宅看護学演習	演習		2		1年		
				地域看護学演習	演習		2		1・2年		
				高度在宅看護学実習Ⅰ	実習		2		1年		
				高度在宅看護学実習Ⅱ	実習		3		2年		
				高度在宅看護学実習Ⅲ	実習		3		2年		
				高度在宅看護学実習Ⅳ	実習		2		2年		

区分			授業科目名	授業形態	区分及び単位数			配当年次	修了要件	
					必修	選択	自由			
専門教育科目	専門科目	実践看護学分野	母子看護学領域	母子看護学特論	講義		2		1年	研究科連携科目及び専門教育科目から2単位以上 選択する領域から8単位以上（在宅看護、小児看護、急性・重症患者看護、がん看護、精神看護の専門看護師認定希望者は実習10単位を含めて22単位以上）
				母性看護学特論	講義		2		1・2年	
				小児看護学特論A	講義		2		1年	
				小児看護学特論B	講義		2		1年	
				小児看護学特論C	講義		1		1年	
				小児看護学特論D	講義		1		2年	
				小児看護学特論E	講義		2		1年	
				母子看護学演習	演習		2		1年	
				母性看護学演習	演習		2		1・2年	
				小児看護学演習A	演習		2		1年	
				小児看護学演習B	演習		2		1・2年	
				高度小児看護学実習Ⅰ	実習		2		1年	
				高度小児看護学実習Ⅱ	実習		4		2年	
				高度小児看護学実習Ⅲ	実習		4		2年	
			成人看護学領域	成人看護学特論	講義		2		1年	
				急性期看護学特論	講義		2		1年	
				慢性期看護学特論	講義		2		1・2年	
				がん看護学特論	講義		2		1年	
				急性期病態管理学特論	講義		2		1・2年	
				クリティカルケア看護学特論	講義		2		1年	
				アドバンスト・フィジカルアセスメント論	講義		2		1年	
				がん看護学援助特論	講義		2		1年	
				がん薬物療法看護特論	講義		2		1年	
				がん看護・緩和ケア特論	講義		2		1年	
				がん病態治療特論	講義		2		1年	
				成人看護学演習	演習		2		1年	
				急性期看護学演習	演習		2		1・2年	
				クリティカルケア看護学演習Ⅰ	演習		2		2年	
				クリティカルケア看護学演習Ⅱ	演習		2		2年	
				慢性期看護学演習	演習		2		1・2年	
				がん薬物療法看護演習	演習		2		2年	
				がん看護・緩和ケア演習	演習		2		2年	
				高度急性期看護学実習Ⅰ	実習		3		1年	
				高度急性期看護学実習Ⅱ	実習		3		2年	
				高度急性期看護学実習Ⅲ	実習		2		2年	
				高度急性期看護学実習Ⅳ	実習		2		2年	
				高度がん看護学実習Ⅰ	実習		2		1年	
				高度がん看護学実習Ⅱ	実習		4		2年	
				高度がん看護学実習Ⅲ	実習		4		2年	

区分				授業科目名	授業形態	区分及び単位数 必修	選択	自由	配当年次	修了要件
専門教育科目	専門科目	実践看護学分野	精神看護学領域	精神看護学特論A	講義		2		1年	研究科連携科目及び専門教育科目から2単位以上 選択する領域から8単位以上（在宅看護、小児看護、急性・重症患者看護、がん看護、精神看護の専門看護師認定希望者は実習10単位を含めて22単位以上）
				精神看護学特論B	講義		2		1年	
				精神看護学特論C	講義		2		1年	
				精神看護学特論D	講義		2		1年	
				慢性期精神看護学特論	講義		1		2年	
				精神看護学演習A	演習		2		1年	
				精神看護学演習B	演習		2		2年	
				慢性期精神看護学演習	演習		1		2年	
				高度精神看護学実習Ⅰ	実習		2		1年	
				高度精神看護学実習Ⅱ	実習		2		1年	
				高度精神看護学実習Ⅲ	実習		4		2年	
				高度精神看護学実習Ⅳ	実習		2		2年	
			看護技術学領域	看護技術学特論Ⅰ	講義		2		1年	
				看護技術学特論Ⅱ	講義		2		1・2年	
				看護技術学演習Ⅰ	演習		2		1年	
				看護技術学演習Ⅱ	演習		2		1・2年	
		看護マネジメント学分野	看護教育・管理学領域	看護教育・看護マネジメント学特論	講義		2		1年	
				看護教育学特論	講義		2		1・2年	
				看護マネジメント学特論	講義		2		1・2年	
				看護教育・看護マネジメント学演習	演習		2		1年	
				看護教育学演習	演習		2		1・2年	
				看護マネジメント学演習	演習		2		1・2年	
		研究		特別研究	演習		8		1～2年	8単位（専門看護師認定希望者は4単位）
				課題研究	演習		4		1～2年	

別表2　博士後期課程

区　分	授業科目名	授業形態	区分及び単位数 必修	選択	自由	配当年次	修了要件
博士後期連携科目	横断型連携特別演習	演習	2			1年	2単位
博士後期専門科目	看護学特講	講義	2			1年	4単位以上（必修2単位を含む）
	看護技術学特別演習	演習		2		1年	
	実践看護学特別演習	演習		2		1年	
	機能看護学特別演習	演習		2		1年	
博士後期 研究指導科目	後期特別研究Ⅰ	演習	2			1年	8単位
	後期特別研究Ⅱ	演習	2			2年	
	後期特別研究Ⅲ	演習	4			3年	

別表3

科目名	特別研究	課題研究
内容	研究課題を設定し、計画に沿って研究を行い、修士論文にまとめる。	専門看護師認定希望者は、実習報告書及び特定の課題についての研究成果として課題研究論文にまとめる。
成果	修士論文	課題研究論文

附則別表1　博士前期課程

区分				授業科目名	授業形態	区分及び単位数 必修	選択	自由	配当年次	修了要件	
研究科連携科目				国際関係特論	講義		2		1・2前期	4単位以上	研究科連携科目及び専門教育科目から2単位以上
				少子高齢社会特論	講義		2		1・2前期		
				健康福祉政策特論	講義		2		1・2後期		
				地域経済政策特論	講義		2		1・2後期		
				ヒューマニティ特論	講義		2		1・2後期		
				コミュニケーション特論	講義		2		1・2前期		
				連携プロジェクト演習	演習		2		1通年		
専門教育科目	専門基礎科目			看護理論特論	講義	2			1前期	8単位以上	
				看護研究法特論	講義	2			1前期		
				看護倫理学特論	講義		2		1前期		
				看護管理学特論	講義		2		1前期		
				臨床哲学特論	講義		2		1前期		
				看護コンサルテーション特論	講義		2		1後期		
				看護専門職教育特論	講義		2		1前期		
				継続教育特論	講義		2		1後期		
				寒冷地生活支援看護学特論	講義		2		1後期		
				家族看護学特論	講義		2		1後期		
	専門科目	実践看護学分野	地域生活看護学領域	地域生活看護学特論	講義		2		1前期	選択する領域から8単位以上	
				老年看護学特論	講義		2		1・2後期		
				在宅看護学特論	講義		2		1・2後期		
				地域看護学特論	講義		2		1・2後期		
				地域生活看護学演習	演習		2		1通年		
				老年看護学演習	演習		2		1・2通年		
				在宅看護学演習	演習		2		1・2通年		
				地域看護学演習	演習		2		1・2通年		
			母子看護学領域	母子看護学特論	講義		2		1前期	選択する領域から8単位以上（小児看護、急性・重症患者看護、がん看護、精神看護の専門看護師認定希望者は実習6単位を含めて16単位以上）	
				母性看護学特論	講義		2		1・2後期		
				小児看護学特論Ⅰ	講義		2		1・2後期		
				小児看護学特論Ⅱ	講義		2		1・2前期		
				小児看護学特論A	講義		2		1前期		
				小児看護学特論B	講義		2		1後期		
				小児看護学特論C	講義		1		1後期		
				小児看護学特論D	講義		1		2前期		
				母子看護学演習	演習		2		1通年		
				母性看護学演習	演習		2		1・2通年		
				小児看護学演習	演習		2		1・2通年		
				小児看護学演習A	演習		2		1通年		
				小児看護学演習B	演習		2		1・2通年		
				小児看護学実習Ⅰ	実習		4		1・2通年		
				小児看護学実習Ⅱ	実習		2		1・2通年		

区分			授業科目名	授業形態	区分及び単位数 必修	選択	自由	配当年次	修了要件
専門教育科目	専門科目	実践看護学分野	成人看護学領域	成人看護学特論	講義		2		1前期	研究科連携科目及び専門教育科目から2単位以上 選択する領域から8単位以上（小児看護、急性・重症患者看護、がん看護、精神看護の専門看護師認定希望者は実習6単位を含めて16単位以上）
				急性期看護学特論	講義		2		1・2後期	
				慢性期看護学特論	講義		2		1・2後期	
				がん看護学特論	講義		2		1・2後期	
				急性期病態管理学特論	講義		2		1・2後期	
				クリティカルケア看護学特論	講義		1		1前期	
				がん看護学・緩和ケア特論	講義		1		1前期	
				がん看護学・緩和ケア援助特論	講義		1		1後期	
				腫瘍学特論	講義		2		1前期	
				病態治療特論	講義		2		1後期	
				成人看護学演習	演習		2		1通年	
				急性期看護学演習	演習		2		1・2通年	
				アドバンスト・フィジカルアセスメント演習	演習		1		1前期	
				クリティカルケア看護学演習	演習		2		1通年	
				慢性期看護学演習	演習		2		1・2通年	
				がん看護学演習Ⅰ	演習		2		1・2通年	
				がん看護学演習Ⅱ	演習		2		2通年	
				急性期看護学実習	実習		6		1・2通年	
				がん看護学実習Ⅰ	実習		2		1後期	
				がん看護学実習Ⅱ	実習		4		2通年	
			精神看護学領域	精神看護学特論Ⅰ	講義		2		1前期	
				精神看護学特論Ⅱ	講義		2		1・2後期	
				精神看護学特論Ⅲ	講義		2		1・2前期	
				精神看護学特論Ⅳ	講義		1		1・2前期	
				精神看護学特論Ⅴ	講義		2		1後期	
				精神看護学特論Ⅵ	講義		2		2前期	
				精神看護学演習Ⅰ	演習		2		1通年	
				精神看護学演習Ⅱ	演習		2		1・2通年	
				精神看護学演習Ⅲ	演習		2		1・2通年	
				クリティカル精神看護学演習	演習		1		1後期	
				リハビリテーション精神看護学演習	演習		1		2前期	
				精神看護学実習Ⅰ	実習		2		1後期	
				精神看護学実習Ⅱ	実習		4		2通年	
			看護技術学領域	看護技術学特論Ⅰ	講義		2		1前期	
				看護技術学特論Ⅱ	講義		2		1・2後期	
				看護技術学演習Ⅰ	演習		2		1通年	
				看護技術学演習Ⅱ	演習		2		1・2通年	
		看護マネジメント学分野	看護教育・管理学領域	看護教育・看護マネジメント学特論	講義		2		1前期	
				看護教育学特論	講義		2		1・2後期	
				看護マネジメント学特論	講義		2		1・2後期	
				看護教育・看護マネジメント学演習	演習		2		1後期	
				看護教育学演習	演習		2		1・2通年	
				看護マネジメント学演習	演習		2		1・2通年	
		研究		特別研究	演習		8		1～2通年	8単位（専門看護師認定希望者は4単位）
				課題研究	演習		4		1～2通年	

7. 学生生活規則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は、札幌市立大学（以下「本学」という。）の学生が守るべき事項について定めるものとする。

第2章　宣誓書、保証人及び学生個人票

（宣誓書）

第2条　新たに本学の学生になる者は、別に定める期日までに、本人及び保証人連署の宣誓書・保証書（様式第1－1号又は第1－2号）を学長に提出しなければならない。

（保証人）

第3条　保証人は、父母又はこれに準ずる者その他独立の生計を営む者とし、保証する学生の身上及び授業料納付について連帯してその責任を負う。

2　保証人を変更したとき、又は保証人の住所に変更があったときは、当該学生は速やかにその旨を保証人等変更届（様式第2号）により、提出しなければならない。

3　この他、保証人に関して必要な事項は、別に定める。

（学生個人票）

第4条　学生は、入学後速やかに学生個人票（様式第3号）を提出しなければならない。

2　氏名の変更、住所の変更等前項の学生個人票の記載事項に変更が生じたときは、速やかに学生個人票変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

第3章　学生証

（学生証）

第5条　学生は、学生証（様式第5－1号、第5－2号、第5－3号又は第5－4号）の交付を受け、これを常に携帯し、本学の関係者の請求がある場合は、これを提示しなければならない。

2　学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3　学生は、学生証を紛失し、若しくは破損したとき、又は学生証の記載事項に変更が生じたときは、学生証再交付（書換）願（様式第6号）を提出し、学生証の再交付を受けなければならない。

4　学生は、卒業し、転学し、退学し又は除籍されたときは、速やかに学生証を返還しなければならない。学生証の有効期間が経過したときも、また同様とする。

第4章　健康診断

（健康診断）

第6条　学生は、毎学年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

2　学生は、前項の健康診断の結果に基づき本学が行う保健指導上の指示に従わなければならない。

第5章　諸証明

（証明書等）

第7条　学生は、在学証明書、成績証明書、卒業（見込）証明書、修了（見込）証明書、単位取得証明書、健康診断証明書等の交付を受けようとするときは、証明書等交付願（様式第7号）を提出しなければならない。

（通学証明）

第8条　学生は、公共交通機関の通学定期券を購入するため、通学証明書の交付を受けようとするときは、通学証明書交付願（様式第8号）を提出しなければならない。

（学生旅客運賃割引証）

第9条　学生は、学生旅客運賃割引証の交付を希望するときは、学生旅客運賃割引証交付願（様式第9号）を提出しなければならない。

第6章　休学、復学、転学、転学部、転研究科、留学、退学及び欠席

（休学）

第10条　札幌市立大学学則（平成18年学則第1号。以下「学則」という。）第39条及び札幌市立大学大学院学則（平成22年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第34条の規定により休学をしようとする学生は、学長に対し、休学願（様式第10号）に別に定める書類を添えて休学の申請をしなければならない。

2　学則第40条第1項、大学院学則第35条第1項又は札幌市立大学助産学専攻科規則（平成22年規則第1号。）第14条第1項の規定により休学期間を延長しようとする学生は、学長に対し、休学延長願（様式第10号）により休学期間の延長を申請しなければならない。

（復学）

第11条　学則第41条又は大学院学則第36条の規定により復学をしようとする学生は、学長に対し、復学願（様式第11号）により復学を申請しなければならない。

2　学則第39条第2項又は大学院学則第34条第2項の規定により休学をしている者が前項の申請を行う場合は、同項の復学願に医師の診断書を添えて申請しなければならない。

（転学）

第12条　学則第42条又は大学院学則第37条の規定により転学をしようとする学生は、学長に対し、転学願（様式第12号）により申請しなければならない。

（転学部）

第13条　学則第43条の規定により転学部をしようとする学生は、学長に対し、転学部願（様式第13号）により申請しなければならない。

（転研究科）

第14条　大学院学則第38条の規定により転研究科をしようとする学生は、学長に対し、転研究科願（様式第14号）により申請しなければならない。

（留学）

第15条　学則第44条又は大学院学則第39条の規定により留学をしようとする学生は、学長に対し、留学願（様式第15号）により申請しなければならない。

（退学）

第16条　学則第45条又は大学院学則第40条の規定により退学をしようとする学生は、学長に対し、退学願（様式第16号）により申請しなければならない。

（委任）

第17条　この規則に定めるもののほか、札幌市立大学における休学、復学、転学、転学部、転研究科、留学及び退学に関し必要な事項は、別に定める。

（欠席）

第18条　学生は、病気その他やむを得ない理由により引き続き7日以上欠席しようとするときは、あらかじめ欠席届（様式第17号）を提出しなければならない。

2　学生は、やむを得ない事情により事前に欠席届を提出することができなかったときは、その理由を付して事後に速やかに欠席届を提出しなければならない。

3　欠席届には、医師の診断書等の欠席の理由を明らかにする書類を添付しなければならない。

第7章　団体

（学生の団体の設立）

第19条　学生が学内において学生の団体（以下「団体」という。）を設立しようとするときは、学生団体設立願（様式第18号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2　学生は、団体の設立に当たっては、本学の教授、准教授、講師（非常勤の者を除く。）又は助教のうちから顧問教員を定めなければならない。

（許可の期限）

第20条　前条第1項の許可の有効期限は、団体が許可を受けた日の属する学年の末日までとする。ただし、学長は、あらかじめ学生団体更新願（様式第19号）を提出した団体については、1年ごとに更新を認めることができる。

（事業等の報告）

第21条　団体は、毎年3月末日までに学生団体事業報告書（様式第20号）を学長に提出しなければならない。

2　団体は、毎年5月末日までに新入生を含めた学生団体構成員名簿（様式第21号）を学長に提出しなければならない。

（目的等の変更及び解散の届出）

第22条　団体が、その目的、組織その他学生団体設立願の記載事項を変更しようとするときは、学生団体設立願記載事項変更願（様式第22号）を提出しなければならない。

2　団体が、解散しようとするときは、学生団体解散届（様式第23号）を提出しなければならない。

（学外の団体への加入）

第23条　団体が、学外の団体に加入しようとするときは、学外団体加入願（様式第24号）に第19条第2項の顧問教員の署名を受け、当該の学外団体の規約を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2　前条の規定は、学外の団体を脱会したとき、又は学外の団体の名称、規約若しくは代表者に変更があったときに準用する。

（活動の停止又は解散）

第24条　団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該団体の活動の停止又は解散を命ずることができる。

⑴本学の教育研究活動を妨げたとき。

⑵学則、又は諸規則に違反した活動を行ったとき。

⑶団体構成員が不祥事に関係し、それが団体活動と密接な関連のあったとき。

⑷団体活動が長期にわたって行われなかったとき、又は学生団体事業報告書が提出されなかったとき。

第8章　集会等

（開催の許可）

第25条　学生又は団体が学内において集会、催物等を行おうとするときは、集会、催物等

の開催の7日前までに学生集会等開催願（様式第25号）を学長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、集会、催物等の開催の7日前までに学生集会等開催願を提出できない事情があると学長が認めた場合は、この限りではない。

2　学生又は団体が学外からの団体指導者、講演者等を招聘しようとするときは、前項の手続を経なければならない。

（集会の禁止又は解散）

第26条　学生又は団体が行う集会、催物等が、本学の目的及び使命に反すると認められるときは、学長は、当該集会、催物等の開催の禁止又は解散を命ずることができる。

第9章　文書等の掲示、配布等

（掲示物の許可）

第27条　学生又は団体が、文書、ポスター、立看板等を掲示しようとするときは、あらかじめ文書等掲示願（様式第26号）を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2　学長は、前項の規定により掲示を許可した文書、ポスター、立看板等に掲示承認印を押印する。

3　文書、ポスター、立看板等の掲示物は、大学の定めた掲示場所以外に掲示してはならない。

4　前項の掲示物の掲示の期間は、1週間以内とする。ただし、学長が認めた場合は、この限りではない。

5　前項の掲示の期間が満了したときは、学生又は団体は、速やかにこれを撤去しなければならない。

（禁止掲示物）

第28条　学生又は団体は、次の各号のいずれかに該当する文書、ポスター、立看板等を掲示してはならない。

⑴特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの

⑵虚偽の事項を記載したもの

⑶その他内容、形状等が品位を欠くもの

（文書等の配布）

第29条　学生又は団体が、学内において文書、図画等を配布しようとするときは、あらかじめ文書等配布願（様式第27号）を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2　文書、図画等の配布については、前条の規定を準用する。

（各種行為の許可）

第30条　学生又は団体が、学内において、大学教職員、学生又は外来者を対象として寄付の募集、物品販売、世論調査、示威行動、署名運動、投票、拡声器使用、宣伝勧誘その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ寄付募集等願（様式第28号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（不許可）

第31条　学長は、第27条、第29条及び前条に規定する行為について、本学の目的及び使命に反すると認められるときは、これを許可しない。

第10章　雑則

（研究生等への準用）

第32条　本則は、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生について準用する。

（委任）
第33条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成18年規則第39号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成22年規則第7号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成23年規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（様式第１－１号）

宣　　誓　　書

私は、札幌市立大学（大学院）に入学のうえは、学則その他学内諸規程を遵守し、学生としての本分を尽くすことを誓います。

年　　月　　日

札幌市立大学長　　様

受験番号 ＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿年　　月　　日生

保　　証　　書

上記の者が札幌市立大学（大学院）に入学の上は、本学の在学中に係る宣誓書の順守に関すること並びに、学則に定める学籍異動等に関することについて、一切の責任を引き受けることを保証します。また、授業料の納付については、履行期限を厳守させ、万一、履行期限までに納付しない場合には、以下の極度額の範囲で私が納付いたします。

区分	極度額
学部学生	2,143,200円
研究科博士前期課程学生	1,071,600円
研究科博士後期課程学生	1,607,400円
専攻科学生	535,800円

年　　月　　日

札幌市立大学長　　様

保証人

住所 ＿＿＿＿＿＿

電話 ＿＿＿＿＿＿

本人との続柄 ＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿

（注１）保証人は、父母又はこれに準ずる者その他独立の生計を営む者とする。
（注２）学生氏名欄、保証人氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第１－２号）

宣　　誓　　書

私は、札幌市立大学（大学院）に入学のうえは、学則その他学内諸規程を遵守し、学生としての本分を尽くすことを誓います。

年　　月　　日

札幌市立大学長　様

受験番号 ＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿年　　月　　日生

保　　証　　書

上記の者が札幌市立大学（大学院）に入学の上は、本学の在学中に係る宣誓書の順守に関すること並びに、学則に定める学籍異動等に関することについて、一切の責任を引き受けることを保証します。また、授業料の納付については、履行期限を厳守させ、万一、履行期限までに納付しない場合には、極度額356,400円の範囲で私が納付いたします。

年　　月　　日

札幌市立大学長　様

保証人

氏名 ＿＿＿＿＿＿

本人との続柄 ＿＿＿＿＿＿

住所 ＿＿＿＿＿＿

電話 ＿＿＿＿＿＿

（注１）保証人は、父母又はこれに準ずる者その他独立の生計を営む者とする。
（注２）学生氏名欄、保証人氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第２号）

保　証　人　等　変　更　届

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　　様

所属 ＿＿＿＿＿＿ 学部・専攻科 研究科 年

学籍番号 ＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿

連絡先 ＿＿＿＿＿＿

下記のとおり保証人に変更（保証人、保証人の住所、保証人の氏名、その他）が生じましたので、お届けします。

記

変更事項	旧	
	新	
変更年月日		
変更理由		

（注１）保証人を変更する場合は、誓約書・保証書を添付してください。
（注２）氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第３号）

学　生　個　人　票

学生個人票の情報は、本学の教育、学生支援の目的以外には使用しません。

令和　　年　　月　　日

入学年度	年度	受験番号		学籍番号	※		
所属（○をつけてください）	デザイン学部 ・ 看護学部 ・ 助産学専攻科 ・ デザイン研究科 ・ 看護学研究科						
ふりがな 氏名		生年月日	（西暦） 年　月　日生	性別	男・女		
本籍地	都　道　府　県　（都道府県名のみ）						
現住所 （入学後）	〒　－ 携帯電話番号　－　－ （同　アドレス）　（　　@　　） 固定電話・FAX番号　－　－　（FAX 有・無） E-mail　（　　@　　） 自宅　・　下宿　・　アパート　・　親戚宅　・　その他						
緊急連絡先①	ふりがな 氏名	続柄	TEL	自宅・携帯・勤務先　【※1　　】 （　　）　－			
緊急連絡先②	ふりがな 氏名	続柄	TEL	自宅・携帯・勤務先　【※1　　】 （　　）　－			
緊急連絡先③	ふりがな 氏名	続柄	TEL	自宅・携帯・勤務先　【※1　　】 （　　）　－			

※1）連絡先が勤務先の場合、名称を記入ください。

保証人	ふりがな 氏名		年齢	歳	本人との続柄
	現住所	〒　－ 携帯電話番号　－　－ 固定電話・FAX番号　－　－　（FAX 有・無）			
	勤務先	勤務先名	所属・役職		
		〒　－ 電話番号　（　）　－			

・本人を除く2親等以内の親族について記入してください。
・学生本人から見た続柄、同居又は別居の状況を記入してください。

家族状況	続柄	氏　名	年齢	同居・別居	備　考
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	

（注１）　太枠の中に該当事項をボールペンで記入してください。　※は記入しないこと。
（注２）　所属、性別欄等は該当項目に○印を付してください。
（注３）　この書類提出の際に入学後の現住所が決まっていない場合はその欄を空欄のまま提出してください。その場合、ガイダンス終了後に別途届け出て下さい。

（様式第４号）

学　生　個　人　票　変　更　届

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　学部・専攻科 / 研究科　年
学籍番号
氏名
連絡先

下記のとおり、学生記録を変更したいので、届け出ます。

記

変更項目	
変更前	
変更後	

（注）　氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第５－１号）

学　　生　　証

（表面）

（裏面）

（様式第５－２号）

学　　生　　証

（表面）

（裏面）

（様式第５－３号）

学　　生　　証

（表面）

（裏面）

（様式第５－４号）

学　　生　　証

（表面）

（裏面）

（様式第６号）

学生証再交付（書換）願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　学部・専攻科 / 研究科　　年
学籍番号
氏名
連絡先

下記の理由により学生証の再交付（書換）をお願いします。

記

該当欄	再交付の理由	
	紛失	
	汚損	
	有効期限の延長	
	その他	（　　）

（注１）該当欄には、該当する再交付の理由に○をつけてください。
（注２）学生証の汚損、有効期限の延長等学生証の添付が可能な場合は、その学生証を添付してください。
（注３）氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第７号）

証明書等交付願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　学部・専攻科 / 研究科　　年
学籍番号
氏名
生年月日　　年　　月　　日（　　歳）
連絡先

次の証明書等の交付をお願いします。

提出先（　　）

記

在学証明書		通	
学部・専攻科	成績証明書	通	
学部・専攻科	卒業（見込）証明書	通	
研究科	成績証明書	博士前期 通 / 博士後期 通	
研究科	修了（見込）証明書	博士前期 通 / 博士後期 通	
単位修得証明書		通	
健康診断証明書		通	
証明書		通	

（注）氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第８号）

通学証明書交付願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　学部・専攻科 / 研究科　　年
学籍番号
氏名
生年月日　　年　　月　　日（　　歳）
連絡先

下記のとおり通学定期乗車券を購入したいので、証明書の交付をお願いします。

記

通学区間	駅　　駅間	経由
通学定期乗車券の有効期限		か月
通学定期乗車券の使用開始日	令和　　年　　月　　日から	

（注）氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第９号）

学生旅客運賃割引証交付願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　学部・専攻科 / 研究科　　年
学籍番号
氏名
生年月日　　年　　月　　日（　　歳）
連絡先

下記のとおり旅行したいので、学生旅客運賃割引証の交付をお願いします。

記

使用月日	旅行目的	乗車船区画	乗車券の種類	割印	交付枚数
		自　駅　至　駅 経由			
		自　駅　至　駅 経由			
		自　駅　至　駅 経由			

1　旅行目的の欄には、次に掲げる目的のうちから該当する番号を記入してください。
①正課授業　②課外活動　③就職活動　④帰省　⑤見学旅行
⑥その他（　　）

2　乗車券の種類には、次の中から記載してください。
①片道　②往復　③連続　④周遊

（注）氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第１０号）

休　学　（　期　間　延　長　）　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　学部・専攻科 / 研究科　年
学籍番号
氏名
保証人氏名

下記により休学（期間延長）したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

期　　間	令和　年　月　日～令和　年　月　日
休　学　理　由	
休学中の連絡先	(TEL)

（注１）病気による休学の場合は、医師の診断書を添付してください。
（注２）氏名欄、保証人氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第１１号）

復　　学　　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　学部・専攻科 / 研究科　年
学籍番号
氏名
連絡先
保証人氏名

私は、令和　年　月　日から休学しておりましたが、令和　年　月　日から復学したいので許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

（注１）　病気による休学の場合は、医師の診断書を添付してください。
（注２）　氏名欄、保証人氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第１２号）

転　　学　　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　学部・専攻科 / 研究科　年
学籍番号
氏名
連絡先
保証人氏名

下記のとおり転学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

１．　志願大学名等

２．　転学を志望する理由

（注）　氏名欄、保証人氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第１３号）

転　学　部　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　学部　年
学籍番号
氏名
連絡先
保証人氏名

下記のとおり転学部したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

１．　志望学部名

２．　転学部を志願する理由

（注）　氏名欄、保証人氏名欄は、記入押印に代えて、署名することができる。

（様式第１４号）

転　研　究　科　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　　研究科　　年
学籍番号
氏名
連絡先
保証人氏名

下記のとおり転研究科したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

１．　志望研究科名

２．　転研究科を志願する理由

（注）　氏名欄、保証人氏名欄は、記入押印に代えて、署名することができる。

（様式第１５号）

留　学　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　　学部・研究科　　年
学籍番号
氏名
連絡先
保証人氏名

下記のとおり留学したいので、許可をくださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

１．留学先（大学名、学部・研究科名、学科・専攻名、国名等）

２．留学期間

令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで

３．留学の目的

（注）　氏名欄、保証人氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第１６号）

退　学　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　　学部・専攻科
研究科　　年
学籍番号
氏名
連絡先
保証人氏名

次の理由のため退学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

理　由

（注）　氏名欄、保証人欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第１７号）

欠　席　届

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

所属　　学部・専攻科
研究科　　年
学籍番号
氏名
連絡先

私は、　　のため　令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで　　日間欠席したい（欠席しました）のでお届けします。

（注１）　医師の診断書等欠席の理由を明らかにする書類を添付してください。
（注２）　氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第１８号）

学　生　団　体　設　立　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

代表責任者
所属　　学部・専攻科
　　研究科　　年

学籍番号

氏名

連絡先

次により学生団体を設立したいので、許可願います。

記

団　体　の　名　称	
団　体　の　目　的	
活　動　の　概　要	
加　入　者　の　範　囲	デザイン学部　　人　看護学部　　人 デザイン研究科　　人　助産学専攻科　　人 看護学研究科　　人
副　責　任　者	（所属）　　（年次）　　（氏名）
主たる活動場所 （　連　絡　先　）	（TEL　　）
会費徴収の有無	（　　）　有の場合はその年額　　円
備　　考	

顧問教員の署名	

（注１）　規約及び名簿（様式第２１号の「記」の部分を参照）を添付してください。
（注２）　代表責任者氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第１９号）

学　生　団　体　更　新　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

代表責任者
所属　　学部・専攻科
　　研究科　　年

学籍番号

氏名

連絡先

次により学生団体の設立を更新したいので、許可願います。

記

団　体　の　名　称	
団　体　の　目　的	
活　動　の　概　要	
加　入　者　の　範　囲	デザイン学部　　人　看護学部　　人 デザイン研究科　　人　助産学専攻科　　人 看護学研究科　　人
副　責　任　者	（所属）　　（年次）　　（氏名）
主たる活動場所 （　連　絡　先　）	（TEL　　）
会費徴収の有無	（　　）　有の場合はその年額　　円
備　　考	

顧問教員の署名	

（注１）規約及び学生団体構成員名簿（様式第２１号の「記」の部分を参照）を添付してください。
（注２）代表責任者氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第２０号）

令和　　年度学生団体事業報告

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

団体名

代表責任者
所属　　学部・専攻科
　　研究科　　年

学籍番号

氏名

連絡先

令和　　年度に実施した活動は次のとおりです。

記

年月日	行事等名称	主催者名	場　所	参加者数	成　績	備　考

顧問教員の署名	

（注１）活動成果、今後の課題等については、報告書を添付してください。
（注２）代表者氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第２１号）

学　生　団　体　構　成　員　名　簿

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

団体名

代表責任者
所属　　学部・専攻科
　　研究科　　年

学籍番号

氏名

連絡先

当団体の構成員は次のとおりです。

記

所　　属	学　籍　番　号	氏　　名

顧問教員の署名	

（注）　代表責任者欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第２２号）

学生団体設立願記載事項等変更願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

団体名

代表責任者　学部・専攻科
所属　研究科　年

学籍番号

氏名

連絡先

次のとおり変更したいので、許可願います。

記

変更事項	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
変更事由		
備考		

顧問教員の署名	

（注）代表責任者氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第２３号）

学生団体解散届

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

代表責任者　学部・専攻科
所属　研究科　年

学籍番号

氏名

連絡先

次のとおり学生団体を解散しますので、お届けします。

記

団体の名称	
解散理由	
主たる活動場所（連絡先）	（TEL　　）
使用物品の返還	
備考	

顧問教員の署名	

（注）代表責任者氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第２４号）

学外団体加入願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

代表責任者　学部・専攻科
所属　研究科　年

学籍番号

氏名

連絡先

次のとおり学外団体に加入したいので、許可願います。

記

加入しようとする学外団体	団体の名称	
	名称	
	事務所所在地	
	目的	
	組織	
	活動の概略	
	当該学外団体の規約の有無	（　　）有する場合は、規約、内規等を添付
	加入費等の有無	（　　）有する場合は、その年額　円
	備考	

顧問教員の署名	

（注）　代表責任者欄は、記名押印に代えて、署名をすることができる。

（様式第２５号）

学生集会等開催願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

団体名

代表責任者　学部・専攻科
所属　研究科　年

学籍番号

氏名

連絡先

次のとおり学生集会（催）を開催したいので、許可願います。

記

集会の名称	
集会の目的	
集会者の範囲	デザイン学部　人　看護学部　人 デザイン研究科　人　助産学専攻科　人 看護学研究科　人
副責任者	（所属）　（年次）　（氏名）
集会場所	
集会日時	令和　年　月　日（　曜日）　時から　時まで 令和　年　月　日（　曜日）　時から　時まで
学外共催者等の有無	（　　）有の場合はその名称
学外参加者の有無	（　　）有の場合はその範囲
その他必要な事項	

顧問教員の署名	

（注１）開催予定日の7日前までに願い出てください。
（注２）代表責任者氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができます。

（様式第２６号）

文　書　等　掲　示　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

団体名

代表責任者
所属　　学部・専攻科
研究科　　年

学籍番号

氏名

連絡先

次のとおり掲示物を掲示したいので、許可願います。

記

掲示期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
内容	
掲示場所	
副責任者	（所属）　（年次）　（氏名）
備考	
文書等掲示条件	掲示期間終了後は、掲示責任者が直ちに撤去します。

顧問教員の署名	

（注１）　掲示の際はその掲示物を、学生課もしくは桑園担当課に提出してください。
（注２）　代表責任者氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第２７号）

文　書　等　配　布　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

団体名

代表責任者
所属　　学部・専攻科
研究科　　年

学籍番号

氏名

連絡先

次のとおり文書を配布したいので、許可願います。

記

配布期間	令和　年　月　日（　曜日）　時から　時まで 令和　年　月　日（　曜日）　時から　時まで
内容	
配布場所	
副責任者	（所属）　（年次）　（氏名）
備考	

顧問教員の署名	

（注１）　配布の際はその配布物を、学生課もしくは桑園担当課に提出してください。
（注２）　代表責任者氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

（様式第２８号）

寄　付　募　集　等　願

令和　　年　　月　　日

札幌市立大学長　様

団体名

代表責任者
所属　　学部・専攻科
研究科　　年

学籍番号

氏名

連絡先

次のとおり寄付募集等（寄付募集・物品販売・その他　　）
をしたいので、許可願います。

記

期間	令和　年　月　日～令和　年　月　日
計画の概要	
対象	
副責任者	（所属）　（年次）　（氏名）
行動者数	
備考	

顧問教員の署名	

（注）　代表責任者氏名欄は、記名押印に代えて、署名することができる。

8. 札幌市立大学情報セキュリティポリシー

情報セキュリティの基本方針

1　基本方針

高度情報社会において、公立大学法人札幌市立大学（以下「本学」という。）の学生、教職員等が教育や研究、社会活動、大学運営を安全に行うためには、大学の情報資産の安全性を確保することが重要である。本学の学生、教職員のすべてが、情報資産の価値を認識することが肝要であり、自身の情報を守るだけでなく、他者の情報資産も侵してはならないものとして行動しなければならない。

情報セキュリティの大切さを本学の全構成員（教職員、臨時職員、非常勤教職員、委託業者、大学生、来学者等）が十分に認識し、情報資産を守るため、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターによる「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン*」を踏まえ、本学は、「公立大学法人札幌市立大学情報セキュリティポリシー」（以下、ポリシーと記す）を定める。

ポリシーは、次に掲げる事項を実施するため、本学の管理する情報資産を扱うに当たり、遵守しなければならない最低限の事項をまとめたものである。

(1)本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止

(2)学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為の抑止

(3)情報資産の分類・管理

(4)情報セキュリティに関する情報取得の支援

2　定義

用語の定義は、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターによる「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン*」に定める定義と同様とする。

*https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html

3　対象範囲

ポリシーの対象範囲は、本学の情報資産のうち情報システム上で取り扱う電磁的に記録された情報、並びに本学のネットワークに接続されたすべての情報システムとする。

ポリシーの対象者は、ネットワークや情報資産の利用および運用に関わる全構成員、これらを利用するすべての者とする。

4　対策の基準と実施

情報セキュリティに関する対策基準、実施手順を別途定め、運用を行う。

9. 公立大学法人札幌市立大学 情報倫理規程

第１章　総則

（目的）

第1条　この規程は、学問の自由、思想の自由、表現の自由をはじめとする基本的人権の尊重の理念に従い、札幌市立大学（以下「本学」という。）が管理・運用する情報システムの利用に関する規程を定めることにより、その円滑かつ適正な利用を促進し、もって本学の教育及び研究の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 情報システム　本学が管理・運用する情報ネットワークシステム、それらに接続されたハードウェア及びそれらにおいて用いられるソフトウェアをいう。

⑵ ユーザ　本学の情報システムに対する利用資格を与えられている本学の教職員、学生、非常勤講師をいう。

⑶ 部局　学部、研究科、専攻科、附属図書館、地域連携研究センター、情報基盤センター及び事務局をいう。

⑷ ネットワーク責任者　情報セキュリティ責任者である情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が兼務する。

第2章　情報倫理基準

（ユーザの行為指針）

第3条　ユーザは、その自覚と良心に基づき、又は情報システムの利用者としての責任を認識し、第１条に規定する目的に従って情報システムを利用しなければならない。

2　ユーザは、情報システムを利用する他のユーザの権利と利益に配慮し、これらを尊重しなければならない。

3　ユーザの情報システムの利用については、自己責任の原則を基本とする。

4　ユーザは、情報システムの管理・運用に協力し、ネットワーク責任者から指示があった場合は、これに従わなければならない。

5　ユーザは、技術上、利用上その他の理由によるトラブルを発見した場合、その発生原因がユーザにあるか否かを問わず、部局長に対し、直ちにその事実を申告しなければならない。

6　ユーザは、情報システムの利用資格を失ったときは、速やかに利用中の情報システムにおけるすべての個人ファイルを削除する等、原状回復の義務を負う。

（ユーザの義務）

第4条　ユーザは、情報システムの利用において、次に掲げる行為（以下「違反行為」という。）をしてはならない。

⑴ 刑法その他の法令に定める処罰の対象とされる行為。

⑵ 民法その他の法令に定める損害賠償等の民事責任を発生させる行為。

⑶ その他法令により制限又は禁止をされている行為。

⑷ 情報システムの機能に障害を与え、又は他のユーザによる情報システムの利用に支障を及ぼす行為。

⑸ 本学における教育及び研究に支障を及ぼす行為。

⑹ その他個人や社会の利益を不当に損う行為。

2　情報システムの利用に当たっては、この規程及び次項に定める情報倫理運用内規のほか、全学又は各部局で定められる情報システムの利用に関する規程等に従わなければならない。また、ユーザが情報システムの利用に関する合意書に署名した場合には、当該合意

書の内容にも従わなければならない。
3　情報倫理に関わるユーザの義務の具体的内容は、情報倫理運用内規において定める。

（ユーザの利用環境）
第5条　ユーザは、正当な理由なく情報システムの利用を制限し、又は禁止されない。
2　法令の規定に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、情報システムの利用状況について、ユーザの秘密は保護される。
3　システム管理上緊急の必要がある場合を除き、重大なシステム変更に際しては、ユーザは事前に通知を受ける。

第3章　調査手続

（運営会議）
第6条　本学の情報倫理に関する調査手続き等の事項については、情報基盤センター運営会議（以下「運営会議」という。）において審議する。

（調査）
第7条　情報システムの利用に関して違反行為の疑いが生じた場合は、センター長は運営会議を招集し、速やかに事実関係を確認するための調査を行う。

（証拠等の確保又は保全）
第8条　情報システムの利用に関して違反行為の疑いが生じた場合は、運営会議は必要に応じ証拠等の確保又は保全を行う。
2　違反行為が疑われるユーザ（以下「被疑ユーザ」という。）が特定されていない場合、運営会議は被疑ユーザを特定するために適切な措置をとることができる。
3　運営会議は、被疑ユーザに対して、事情の説明又は資料等の提出を求めることができる。
4　被疑ユーザが所有し、又は管理する証拠等を運営会議が確保し、又は保全するに当たっては、当該ユーザの同意を得なければならない。ただし、証拠隠滅のおそれなど緊急の必要がある場合には、被疑ユーザの同意を得ることなく資料等の確保又は保全のための措置をとることができる。この措置については、被疑ユーザに通知するよう努めなければならない。
5　調査に際して確保し、又は保全された証拠等は、調査の終了後に被疑ユーザに返却しなければならない。ただし、証拠等が内容又は取得方法において違法なものである場合には、この限りでない。証拠等が複製である場合は、当該複製を破棄し、又は消去することで返却に代えることができる。

（緊急措置）
第9条　違反行為の疑いが生じ、被害の拡大防止又は事実関係の調査のために必要と認められる場合には、センター長は事務局総務課に指示し、必要最小限度の範囲で緊急の措置をとることができる。この措置がとられた場合においては、事務局総務課は、速やかに、当該違反行為の経緯、措置の内容等を運営会議に報告しなければならない。
2　前項の規定に基づき緊急の措置がとられた場合においては、事務局総務課は被疑ユーザ及び重大な影響を受ける可能性がある者に対して、速やかに通知するように努めるものとする。

（警告）
第10条　違反行為の可能性があると認められる場合、運営会議は、被疑ユーザに対して警告を行うことができる。

（違反行為に対する処置）
第11条　第７条に定める調査の結果、被疑

ユーザの情報システムの利用における行為が違反行為に該当すると判断した場合には、運営会議は、当該違反行為をしたユーザ（以下「違反者」という。）に対し、次に掲げる処置（以下「違反行為に対する処置」という。）の一又は複数を決定することができる。この場合において、違反行為に対する処置の実施は、センター長がこれを行う。

(1) 情報システムの利用資格の停止
(2) 情報システムの利用範囲の制限
(3) 違反行為の再発防止のためのカウンセリング

2　違反行為に対する処置は、過失又は未遂の場合にも決定することができる。

3　違反行為に対する処置の内容は、違反行為に係る故意・過失の存否及びその程度、既遂・未遂の別、生じた損害又は危険の重大性の程度、違反者の改悛の情の有無、違反者の更生の可能性その他違反行為にかかわる一切の事情を考慮して決定されるものとする。

4　違反行為に対する処置の決定に際し、運営会議は、被疑ユーザに陳述又は弁明の機会を与えなければならない。

（調査結果の報告）

第12条　第７条に規定する調査が終了し、被疑ユーザの情報システムの利用における行為が違反行為に該当すると判断した場合は、センター長はその結果を学長及び部局長に報告する。

（関係者への説明）

第13条　運営会議は、運営会議に対して違反行為の通知を行った者、違反行為の被害者及び関係者に対して、その求めに応じ、調査手続の進捗状況及びその結果について適切な時機に適切な範囲の説明を行うように努めるものとする。

（補則）

第14条　この規程に定めるもののほか、情報倫理基準、調査及び審査手続並びに運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。

附　則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年11月5日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

10. 公立大学法人札幌市立大学情報倫理運用内規

（趣旨）

第1条　この内規は、札幌市立大学情報倫理規程(以下「規程」という。)に基づき、情報倫理に関わるユーザの義務の具体的内容を例示するものとする。

（利用目的の限定）

第2条　情報システム（本学が管理・運用する情報ネットワークシステム・コンピュータ、それらに接続されたハードウェア及びそれらにおいて用いられるソフトウェアをいう。）の利用は、教育･研究に関する目的に限られる。

（法令の遵守）

第3条　ユーザは、情報システムの利用において、法令を遵守しなければならない。

（利用に伴う管理）

第4条　ユーザは、利用資格を与えられた情報システム及びアカウントを、他者に利用させてはならない。また、ユーザは、パスワード等を盗難・盗用されないように管理しなくてはならない。

（不正利用の禁止）

第5条　ユーザは、情報システムの利用において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他人の信書（メール等）の閲覧
(2) 他ユーザ・他システムの情報の傍受・改ざん
(3) 他ユーザ・他システムへの攻撃・侵入
(4) ウイルス等の作成・流布

（情報発信の制限）

第6条　ユーザは、情報システムの利用において、次の各号に掲げる情報を発信してはならない。

(1) 匿名、無名、偽名など、本人が特定されない情報
(2) 知的財産権・肖像権を侵害する情報
(3) 差別・誹謗中傷にあたる情報
(4) プライバシーを侵害する情報
(5) わいせつな情報
(6) 教育・研究を妨害する情報
(7) 他者の業務・作業を妨害する情報
(8) 虚偽情報
(9) 守秘義務のある情報
(10) その他本学情報基盤センター運営会議が不適切と判断する情報

（防護策の徹底）

第7条　ユーザは、情報システムの利用において、基本的な防護策を実行しなければならない。また、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) ウイルスチェックなしでの利用
(2) 不必要なファイルの共有
(3) セキュリティ関連のソフトウェア更新の不実行
(4) 外部ネットワークとの直接・バイパス接続
(5) 不要なポートの開放

第8条　本内規の改廃は、情報基盤センター運営会議が審議し、情報基盤センター長が決定する。

附　則

この内規は、平成18年10月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成21年3月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

11. 公立大学法人札幌市立大学附属図書館利用規程

（趣旨）

第1条　この規程は、公立大学法人札幌市立大学附属図書館規則（平成18年規則第21号）第6条の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者の範囲）

第2条　図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

⑴札幌市立大学（以下「本学」という。）の役員及び職員

⑵本学の学生

⑶前2号に掲げる者以外の者であって附属図書館長（以下「図書館長」という。）が図書館の利用を認めた者

（利用証）

第3条　利用者は、図書館の利用証の交付を受けるものとする。

2　利用者は、図書館を利用するときは、利用証を携行するものとする。

3　利用証に関し必要な事項は、別に定める。

（休館日）

第4条　図書館の休館日（以下「休館日」という。）は、次のとおりとする。

⑴日曜日

⑵国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑶開学記念日

⑷12月29日から翌年1月3日まで

⑸図書館が所蔵する図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「図書等」という。）の整理を行う日

2　前項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要があると認めたときは、臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができる。

（開館時間）

第5条　図書館の開館時間（以下「開館時間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴次号及び第3号に掲げる日以外の日　午前9時から午後10時まで

⑵春季、夏季及び冬季休業日　午前9時から午後5時まで

⑶土曜日（前号に掲げる日を除く。）午前10時から午後4時まで

2　前項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（館内閲覧）

第6条　利用者は、図書等を図書館内で閲覧することができる。

2　利用者は、閲覧した図書等を、開館時間内に所定の場所に返却しなければならない。

（館外貸出し）

第7条　利用者（第2条第3号に掲げる者にあっては、別に定める者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、所定の手続を経て、図書等（別に定めるものを除く。）の館外貸出しを受けることができる。

2　館外貸出しをすることができる図書等の数及び期間は、次のとおりとする。

利用者の区分	貸出可能数	貸出期間
第2条第1号に掲げる者	制限なし	2月以内
第2条第2号及び第3号に掲げる者	10冊	2週間以内

3　前項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要があると認めた利用者に対しては、館外貸出しをすることができる図書等の数又は期間を超えて、図書等を貸し出すことができる。

4　館外貸出しを受けた利用者は、当該館外貸出しに係る図書等を転貸してはならない。

（館外貸出しをした図書等の返却）

第8条　利用者は、館外貸出しを受けた図書等について、館外貸出しをすることができる期間内に返却しなければならない。

2　次に掲げるときは、利用者は、館外貸出しを受けた図書等を直ちに返却しなければならない。

⑴本学の役員及び職員並びに学生がその身分を失ったとき

⑵本学の職員が休職等により本学の職務を行わなくなったとき

⑶本学の学生が休学し、又は停学を命じられたとき

⑷その他図書館長が返却を命じたとき

（複写）

第9条　文献の複写に関し必要な事項は、別に定める。

（相互利用）

第10条　図書館は、必要に応じ他の図書館（以下「他館」という。）との相互利用をはかることができる。

2　他館から図書等の利用の依頼があったときは、図書館長が本学の教育、研究及び学習に支障がないと認める範囲において、これに応じることができる。

3　他館所蔵の図書等の利用については、他館の定める規則に従い、他館との利用手続きを経て行うものとする。

（規律の維持）

第11条　利用者は、図書館においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴図書館内の秩序を乱し、又は他の利用者の迷惑となるような行為をしないこと。

⑵図書館内の清潔を保つとともに、図書等を破損し、汚損し、又は滅失しないこと。

⑶図書館内において飲食をしないこと。

⑷図書館の係員の指示に従うこと。

（利用停止）

第12条　図書館長は、この規程に違反した者に対して、図書館の利用を停止することができる。

（賠償責任）

第13条　利用者は、故意又は過失により、図書館の施設、設備及び備品又は図書等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、これらによって生じた損害を賠償しなければならない。

（委任）

第14条　この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

12. 公立大学法人札幌市立大学附属図書館文献複写規程

（趣旨）

第1条　この規程は、公立大学法人札幌市立大学附属図書館利用規程（平成18年規程第40号）第9条の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学附属図書館所蔵の文献の複写に関し必要な事項を定めるものとする。

（複写の範囲）

第2条　文献の複写（以下「複写」という。）は、教育、研究、調査又は学習の用に供することを目的にする場合に限って行うことができる。

（複写の申込み）

第3条　複写を申し込もうとする者は、所定の申込書を附属図書館長（以下「図書館長」という。）に提出しなければならない。ただし、他大学の図書館等からの依頼により文献複写を行う場合は、当該図書館等の定める文献複写申込書によることができる。

（申込みの制限等）

第4条　図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定により申込をした者（以下「申込者」という。）に対し複写の申込みを制限し、又は断ることができる。

⑴著作権法（昭和45年法律第48号）に定めのある範囲を逸脱するものと認められる場合

⑵図書館の複写能力を超える申込みがあった場合

⑶複写することにより損傷する恐れのある図書等の複写申込みがあった場合

⑷複写の禁止が定められている場合

⑸前各号に定めるもののほか、図書館長が特別の理由があると認めた場合

（複写料金の納付）

第5条　申込者は、図書館長が別に定める複写料金を納めなければならない。

2　複写のために要する送料その他の実費は、申込者が負担する。

3　一旦納付した複写料金は、還付しない。

（著作権に関する責任）

第6条　複写に当たって、著作権上の問題が生じた場合は、すべて申込者がその責任を負うものとする。

（委任）

第7条　この規程に定めるもののほか、文献複写に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附　則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

13. 札幌市立大学個人情報保護ポリシー

公立大学法人札幌市立大学（以下「本学」という。）は、個人情報の重要性を認識し、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号、以下「条例」という。）に基づき、これを適切に取扱うとともに、個人情報の不正使用や漏えい等を防ぐため、安全管理体制を整備し、教職員の個人情報への意識の向上をはかるなど、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得について

本学は、個人情報を取得するときは、個人情報を利用する目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、本人から直接取得することを原則とします。

2. 個人情報の管理について

本学が取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新のものとし、漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止し、不要になった情報は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去します。

又、個人情報は、適切な安全保護措置を講じた上で取扱い、個人情報ファイル簿一覧を作成することで、利用目的・記録項目等を適切に管理します。

3. 個人情報の利用について

本学が管理する個人情報は、利用の目的を明確にし、原則として、利用の目的の範囲を超えて内部で利用することはしません。利用の目的は、個人情報ファイル簿一覧で閲覧できるほか、窓口でも確認できます。

4. 個人情報の第三者への提供の制限について

本学が管理する個人情報は、原則として、外部の第三者に提供することはしません。

5. 外部への委託について

本学は、個人情報を取扱う事務を委託するときは、安全な情報管理を行うことのできる委託先を選定し、個人情報を保護するための契約を結び、必要な場合は委託作業の監督を行います。

6. 内部管理体制の継続的改善の実施

個人情報を取扱う本学の教職員等に対する教育・監査を行い、個人情報保護のための内部管理体制の維持に努め、継続的に改善を行います。

7. 開示請求等について

条例に基づき、本学が保有する「自己に関する個人情報」については、開示請求をすることができ、開示を受けた「自己に関する個人情報」について事実に誤りがあるときは、その訂正の請求をすることができます。又、「自己に関する個人情報」の取扱いが、条例に違反していると認めるときは、その取扱いについて、利用の停止若しくは消去又は提供の停止を請求することができます。

8. 個人情報の取り扱いについて

本学は、条例第2条第2号により、条例の実施機関に当ることになりますので、本学における個人情報の取扱いは、この条例に基づき行います。

その他、本学における個人情報に関する事務の取扱いについては、条例及び札幌市個人情報保護条例施行規則（平成17年規則第7号）並びに別に定めがある場合を除き、公立大学法人札幌市立大学個人情報保護事務取扱規程（平成18年規程第19号）により行います。

14. 札幌市立大学キャンパス・ハラスメント防止宣言

札幌市立大学はいかなるキャンパス・ハラスメントも許しません

札幌市立大学は、人間の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害行為であるキャンパス・ハラスメントを許しません。

札幌市立大学は、キャンパス・ハラスメント防止委員会を設置し、キャンパス・ハラスメントの防止に最大限努めます。

札幌市立大学は、キャンパス・ハラスメントの被害者の救済と環境改善に努め、加害者には強く反省を求め、厳しい措置をもって対処します。

札幌市立大学は、キャンパス・ハラスメントの発生防止及び対策に責任を持って取り組み、キャンパス・ハラスメントのない快適な就業・修学キャンパスを維持することを目指します。

札幌市立大学の全ての教職員及び学生等は、キャンパス・ハラスメントの発生防止に努める義務を有します。

キャンパス・ハラスメントとは、本学の教員、職員及び学生等（以下「構成員」という。）が、その権威、権限又は権力を背景に、教育、研究、修学又は職務遂行で他の構成員に不利益又は損害を与えることをいい、アカデミック・ハラスメント（教員が、単位認定、指導等の教育上又は研究上の権威、権限又は権力を背景に、本学の教育、研究、修学又は職務遂行で他の構成員に不利益等を与えること）、セクシャアル・ハラスメント（言葉、視覚又は行動等により、教育、研究、修学又は職務遂行の関係を利用して、相手を不快にする性的な言動等を行うこと）、パワー・ハラスメント（構成員が職務上の地位など人間関係等の優位性を背景に、指導又は業務上必要・相当な範囲を超え、他の構成員の教育、研究又は就業環境を害する不適切な言動等を行うこと）、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（他の構成員の妊娠・出産・育児等やそれらの制度の利用に関する言動等により他の構成員の教育、研究又は就業環境を害すること）、そのほか、構成員相互の関係を利用して、相手に不利益を与えることをいう。